



經濟部

Ministry of Economic Affairs

BRAVO! TAIWAN

YOUR BEST INVESTMENT CHOICE

—投資者にとって理想の選択

目録 Contents

ブラボー!台湾 02

B ポジショニング・台湾の商業環境 04
Business Climate

台湾を知る アジア・太平洋地域の要衝 05
将来ビジョン 世界を見据えて 07
「経済発展新モデル2.0計画」を始動 09
十大メリット 投資の第一選択肢 10

R 脈動・投資発展の先行チャンス 14
Right Moment

5+2産業イノベーション計画 15
半導体産業 25
サービス業 26
前瞻基礎建設計画 28

A 原動力・優れた競合条件 30
Advantageous Environment

租税制度 透明性があり友好的 31
優遇措置 有利なインセンティブ 35
投資拠点 無限の潜在能力 42
優れた人材 スペシャリストが結集 46
金融と外貨 安定的な発展 52

V 多彩・多面的なライフスタイル 54
Vibrant Lifestyle

良質な環境 便利で満ち足りた生活 55
入国(停留・居留)許可 簡素で便利 58

O 理想・最高の投資選択 62
Optimal Choice

A 付録 64
Appendix

付録一 企業設立 64
付録二 投資サービス窓口 68



ブラボー！ 台湾

アジア太平洋地域の中核に位置する台湾は、東は太平洋を跨ぎアメリカ大陸に面し、北は日本、西は広大な中国大陸に隣接しています。そして南は東南アジア諸国連合（ASEAN）などの新興市場に隣接し、海運、空運を問わず、台湾はアジア太平洋と世界市場へのアクセスに絶好のロケーションにあります。

台湾の製品は世界中で販売され、テクノロジー産業は世界をリードする地位にあります。その上、斬新な研究開発能力、新しさと変化を求める創業精神、フレンドリーで上質な投資環境、成熟した理性ある市民社会などの優位な条件を有します。そして産業面で優れた生産能力と価値があるばかりでなく、さらに投資環境でも国際的に評価されています。その上、台湾は世界で最も産業集積（密集した産業クラスター）がされていて、革新的な研究開発力と豊富な生産経験を備えているので、台湾をアジアの技術革新センターあるいは運営本部として選択すれば、投資家がアジア太平洋地域の新興市場へ迅速に参入するための協力ができます。

台湾人の創意工夫も軽視できない実力があり、多くの国際競争の場で何度も世に誇れる実績を残しています。特にイノベーション、発明、デザイン等において、ここ数年来ドイツのiF (Industrie Forum Design Hannover)、Red Dot、日本グッドデザイン、米国IDEAなど、世界的なデザインコンペで多くの賞を受賞し、注目を集めています。



また、台湾の医療技術とサービスは完備しており、世界的レベルの水準です。医療リソースと管理は先進国家並み標準であり、更に世界各国が称賛する国民健康保険制度があります。更に、台湾の親しみやすい観光レジャー環境は多くの外国人客からの十分な賞賛を得ています。例えば台湾は世界的に有名な自転車王国ですが、台湾を訪れ、自転車で台湾一周を成し遂げることが多くの外国人の夢となっています。

台湾での投資を選択すれば、投資者は各種の優遇サポートが得られると同時に、多様で多元的な文化及び便利で快適な台湾の居住環境を享受できます。例えば、便利な交通アクセスにより南北への往来が何の障害もなく円滑にでき、年中無休で、どこにでもあるコンビニと量販店・百貨店などにより便利な暮らしが可能です。台湾にビジネス・観光目的で訪れたり、居住している外国人は、おいしい料理や風景、建築物、文化、便利な暮らしを賞賛し、また暖かく気さくな人々に好印象を持っています。これも台湾の魅力あるソフト面での実力です。台湾人の真面目さ、常に革新と変化を求め、気前が良く、互いに助け合う包容力のある民族性、これらが台湾の社会に活力を与え、社会を絶えず進歩させています。

我々は当ガイドが投資者の皆さまにとって、台湾の産業発展の戦略や投資機会、場所、優遇措置などの重要な投資情報となることを望んでいます。また、付録資料でも関連する企業設立プロセス投資サービス機関と連絡先の情報をリストアップし、投資者の皆さまの参考となるように提供しています。

ポジショニング・ 台湾の商業環境

台湾は東北アジアの最南端、太平洋の西岸に位置しています。北は日本、琉球諸島に面し、南はフィリピン諸島に隣接、東アジアの中央に位置し、アジア太平洋地域の経済と貿易運輸の重要な要衝及び戦略要地となっています。台湾の面積はおよそ36,000平方キロメートルで、豊富で多彩な自然と文化の佇まいを擁しています。

布局



台湾を知る アジア・太平洋地域の要衝

多様な自然環境

台湾は四方を海に囲まれ、約三分の二の土地は山地と丘陵で、その他は台地、平野と盆地から構成されています。山の多い台湾は3,000メートルを超える高い山が二百余りもあり、主要な山脈はほぼ南北に縦走し、その中でも中央山脈は全島を縦走し、台湾の東部、西部の河川の分水山脈となっています。

北回帰線と高山地形の影響により、台湾は熱帯、亜熱帯、高山温帯などの多様な自然生態を同時に持ち、その中で原生固有種の野生動物が4,000種類近く生息しています。例えば、サラマオ鱒、台湾アカゲザル、台湾ツキノワグマ、ミカドキジなどがあります。現在台湾は9箇所の国立公園と13箇所の国立景勝地があり、世界的な自然保護育成要地の一つです。

高山景観の他、台湾は岬、岩石海岸、砂浜、ラグーン（潟）などの異なる海岸地形を有します。豊富で自然な地形の下多面的なすばらしいレジャー産業が日に日に形成され、登山、ウォーキング、沢登り、ラフティングなどの山地アウトドア・レジャーだけでなく、海辺でのダイビング、サーフィン、シュノーケリング、ホエールウォッチングなどのレジャーも非常に人気があります。

快適な気候条件

台湾の四季は、春と冬の変化が比較的大きく、夏と秋の変化はあまりありません。年平均気温はおよそ22度で、平均最低気温はおよそ12～17度。南部は北部より暖かく、1月の平均気温を例にすると台北は摂氏16度前後、高雄はおよそ20度あります。

毎年3～5月の春から夏に変わる時期は、前線停滞の影響を受けて、東部と北部ではよく雨が降ります。6～8月の夏季は、全台湾で猛暑となり時々台風が通過します。9～11月の秋季はよく晴れ渡り、さわやかな気候です。毎年12月から翌年の2月頃は冬季となり、たまに寒波に襲われますが、温泉に入るのにふさわしい季節となります。全体的に台湾の気候は居住、観光に適するだけでなく、穏やかな気候のため、一年中数多くの野菜、果物、草花を食用したり、観賞することができます。

多元的な歴史と人文

台湾は多様な民族により構成された社会で、原住民族（先住民）や漢族及び最近では主に東南アジア諸国からの新しい移住者等もいます。その歴史、言語、文化と宗教は日常の食文化や建築物、生活習慣の中で融合し、台湾の歴史と文化に、より多くのすばらしい要素を加えています。多元的な歴史文化はお互いに刺激、影響し合うことにより、台湾社会において尽きることのない生命力と創造力のみならず、音楽や芸術、工芸技術、建築分野と各種の暮らしの中の美学、感性においても影響し、共に台湾の貴重な文化資産となっています。

華語（マンダリン/共通中国語）は台湾社会の共通の言語で、閩南語や客家語、16部族の原住民諸語などは、それぞれの民族が日常生活上使い慣れている言語です。一世代上の台湾住民は日本教育を受けたため、日本語も話せます。宗教信仰においては伝統的な仏教や道教、民間信仰、キリスト教のカトリックとプロテスタント、イスラム教やその他の宗教などを含む各種の宗教を受け入れています。これらはすべて異なる時期に台湾へ伝わり、それぞれ発展し、お互いに尊重し合っています。



安定した政治経済体制

台湾は自由で民主的な法治国家であり、政治的に自由で、安定しています。4年ごとに国民は民主的な選挙手続きを通して、直接投票により総統（大統領）、立法委員（国会議員）、地方首長、地方議員などを選びます。民意を基礎として選ばれた執政官と代議士は、民意による監督を受け入れ、住民に対して責任を負わなければなりません。

経済面では、台湾は現在、世界貿易機関（World Trade Organization, WTO）、アジア太平洋経済協力会議（Asia-Pacific Economic Cooperation, APEC）、アジア開発銀行（Asian Development Bank, ADB）などの国際組織の会員であり、世界140ヶ国以上の国家と頻繁に密接な経済と貿易の文化交流があります。世界経済の自由化が急速に発展することに対応して、台湾は絶えず産業の戦略、法規制の緩和を調整し、投資制限の開放を行い、知的財産所有権の保護制度を強化して、徐々に国際潮流の軌道に乗っています。

台湾貿易は安定しています。ヘリテージ財団（The Heritage Foundation）が発表した2023年経済自由度指数（2023 Index of Economic Freedom）によると、台湾は184個の経済体の中で、4位にランクインし、更にアジア太平洋地区で2位と、やシンガポール、びニューージーランド及オーストラリアに次いで、行商の自由又は貿易の自由などの項目で、全て良い成績を収めています。

Major Economic Indicators, Taiwan 2022

国内総生産（GDP）	7,627億ドル
平均（一人当たり）GDP	32,811ドル
経済成長率	2.45%
輸出額	4,795.2億ドル
輸入額	4,276億ドル
外貨準備高	5,549億ドル（2022年末）
失業率	3.67%（2022年末）
労働率	59.17%

出所：1. 投資台湾入口網 <http://investtaiwan.nat.gov.tw/>
2. 中華民國統計資訊 <http://www.stat.gov.tw/tw/>

華僑と外資企業の投資概況

台湾は1952年から華僑と外資企業の直接投資を受け入れており、2022年末までに許可された華僑資本・外資企業の投資件数は累計で66,765件、合計投資金額は2,080.55億米ドルとなっています。台湾に投資する華僑と外資企業のうち、投資金額の多い5つの国と地域は順に、英領西インド諸島、オランダ、アメリカ、日本、イギリスであり、業種別では、金融および保険業、電子部品製造業、卸売および小売業、情報通信業、専門・科学・技術サービス業における投資金額が最も多くなっています。

2022年度、台湾が許可した華僑と外資企業の投資件数は2,566件で、デンマーク、英領西インド諸島、日本、オーストラリア、オランダが合計で当年度の華僑と外資企業投資総額の約73.86%を占めています。上位五大投資業種は、金融および保険業、卸売および小売業、電力・ガス供給業、機械設備製造業、専門・科学・技術サービス業であり、華僑と外資企業投資総額の約79.59%を占めています。

将来ビジョン 世界を見据えて

台湾は製造業、ハイテク産業によって経済成長を遂げ、多くの製品の生産額で世界一の記録を作りました。例えば、マザーボード、ICパッケージング・テスト、ウェハー代理製造（ファウンドリサービス）、機能性生地、デスクトップ型及びノート型パソコン、自転車等があります。

経済構造改革 積極的な開放と革新

台湾には他の国より優れた点がいくつもあります。海洋経済の力強さと活力だけでなく、質の高い人力資源に基づく生産産業チェーン、スピードと柔軟性の高い中小企業、何処にも負けないチャレンジ精神です。将来台湾では、核心価値であるイノベーション、労働、分配を構造し、持続可能な発展の新経済モードを追求していきます。



台湾について

面積：36,000平方キロメートル

人口：約2,357万人

民族：漢族、原住民族（先住民）、新移民（近年の海外、
中国大陸からの移民）

言語：華語、閩南語、客家語、原住民族諸語等

宗教：仏教、道教、キリスト教（カトリック、プロテスタント）
イスラム教等

首都：台北市



四大主軸 ビジネスチャンスを導く

■産業イノベーションを促進

産業構造の転換には製造業とサービス業の向上が必要であり、台湾は「地域連携」、「未来連携」、「国際連携」の三つの連携を主軸に、「アジアシリコンバレー」、「スマート機械」、「バイオ医療」、「グリーンエネルギー」、「国防産業」、「新農業」、「循環経済」などの「5+2」産業イノベーション、およびデジタル経済のイノベーション、チップ設計と半導体産業のイノベーション、文化クリエイティブ産業のテクノロジーイノベーションを推進し、5G、AI、ビッグデータ、IoT、ブロックチェーンなどのデジタル技術を活用することにより、既存の基盤の上で、5+2産業イノベーション計画2.0を推進し、新興産業と新技術の発展を強化するとともに、産業のアップグレードを促進して、経済成長に新たなエネルギーを注入しています。そのために、投資、技術、人材の緊密な統合を促進しやすい環境を作り、産業界をリードして地域のニーズを出発点とした産業イノベーションクラスターを発展させ、世界的なイノベーションエネルギーと連携し、国際市場を積極的に受け入れます。台湾は貯蓄超過が多く、政府は、資本、技術、産業を結びつけるために、資本支援、人材活用、規制緩和、国際連携、イノベーションの場という5つの方向性を通じて、ベンチャービジネスへの投資環境を積極的に最適化し、若者のためにより明確な未来を構築していきます。

同時に、中小企業のイノベーション、国際マーケティング、資金調達をサポートします。産学連携を強化し、大学と企業におけるR&Dが中小企業、地方産業研究開発及び人材技術をサポートします。

■持続可能なエネルギーと資源管理

台湾はグリーンエネルギーの開発に力を注いでおり、エネルギー転換計画に基づき、短期的にはすでに成熟している風力発電と太陽光発電を優先的に推進し、長期的には再生可能エネルギーを大規模に導入するとともに、将来を見据えたエネルギーの研究開発に取り組みます。また、分散型グリッドの推進、グリッドの強靱性向上、バランスの取れた電力供給の確保により、安定したクリーンな電力とエネルギー供給サービスを提供し、エネルギー転換政策目標を達成します。

気候変動に対応した国土の水害レジリエンス向上を図るため、流域治水の総合的な改善と適応計画、流出量配分および洪水



の流域局地的貯留や、共同防災・救援メカニズムを積極的に推進し、洪水への備えと防災管理を強化させます。このほか、水源開発、節水、調整、バックアップの4つの方面から、多元的かつ持続可能な給水システムを発展させていきます。また、節水の推進、水資源調整能力の向上、ダムの整備・更新および給水バックアップの構築など、効果的な管理と柔軟な調整を行うことで、安定した給水を保証します。

■経済・貿易発展の戦略

台湾は、高品質な製品を海外市場に販売するだけでなく、技術、資金、製品の流通を促進するために、他国との互惠関係を強化させる必要があります。対外経済貿易の構造と多元性を高める具体的な方法として、新南向市場の拡大を強化するほか、先進国と新興国市場の両方を勘案して、より全面的な貿易関係を推進することが挙げられます。また、多国間および2国間の経済協力と自由貿易協定に進んで参加し、包括的および先進的な環太平洋パートナーシップ協定（CPTPP）への参加を推進するとともに、アジア太平洋経済協力（APEC）各参加国・地域との連携を強化して、グローバルなビジネスチャンスを拡大すること、新南向政策を推進すること、産業技術先進国との連携を強めることも重要です。

■高品質な経営環境の構築

台湾では投資を拡大するために、継続的に規制緩和を行っており、投資の障害を排除することで、健全な投資環境を創造しています。台湾は会社法、企業買収合併法、産業革新条例を大幅に修正することで、ビジネスフレンドリーでイノベーションを起こしやすい環境を作り出しています。例えば、企業買収合併法では、株主総会の招集事由において、取締役の合併・買収にかかる利害関係を記載しなければならないと規定したほか、反対票を投じた株主の株式買取請求権を拡大し、撤退メカニズムを保障しています。また、非対称買収の適用範囲を拡大し、株主総会を経ることなく、取締役会の決議によって合併を進めることが可能になっています。このほか、吸収合併されるベンチャー企業の個人株主が受け取った株式





の対価について、すべての納税猶予が可能と規定しています。また、識別可能な無形資産の種類を明確化し、買収・合併によって発生した無形資産の償却計算基準を緩和して、租税コストをより見積もりやすくしており、企業の買収・合併効率を高めると同時に、株主の権益を保障しています。

同時に、インフラ建設を加速することで、内需市場の活性化を図っています。そして、投資を行うにあたってネックとなる土地、労働力、水道、電力等の問題を積極的に解決することで、投資する企業の投資意欲を高め、より多くの投資と人材を集め、さらなる経済成長を目指しています。また、消費者保護と企業経営者の効率を両立させ、世界と足並みを揃えるために、商品表示法が大幅に改正されました。

企業誘致と人材確保の窓口のさらなる機能向上を目的として、政府により「台湾投資事務所」が設立されました。企業誘致と投資審査の一本化サービスを通して、外資企業が台湾投資関連の申請の要件とプロセスを明確に把握できるようにしています。同時にビジネスモデルの運営方法を採用し、国外の商業組合、国内の商工団体、駐外公館、国内の官公庁、地方政府等と横のネットワークを確立し、世界各国の人材を招聘する等、受動的ではなく能動的な姿勢に切り換えて、積極的に企業を誘致しています。

「経済发展新モデル2.0計画」を始動

グローバルサプライチェーンの再編と台湾企業および外国企業による台湾への投資のきっかけをつかむため、総統は財政目標政策の次の段階として「経済发展新モデル2.0計画」を打ち出しており、現在ある5+2産業イノベーションの基礎に、IoT・IT、情報セキュリティシステム・業界チェーン、バイオ・医療技術産業、国防産業、グリーンエネルギー・再生可能エネルギー産業、民生関連産業等の「6大コア戦略産業」を推進するとしています。また、台湾のブランドの確立、柔軟で多様な金融支援、デジタル人材およびバイリンガル人材の確保と育成等を通じ、台湾が将来のグローバル経済における重要なポジションを担えるようにします。また、政府は、民間資本が実物投資やインフラ建設に振り向けられるよう積極的に支援し、ポストコロナ時代における世

界的なサプライチェーン再編の機会をいち早く捉え、台湾を「ハイエンド製造、ハイテク研究開発、半導体先進プロセス、グリーンエネルギー開発」の4大センターとすることで、その要衝的位置付けを確かなものにすると同時に、経済レジリエンスを高め、台湾経済の繁栄をさらに20年間維持します。

ハイエンド製造センター

米中貿易摩擦以降、ハイエンドサーバーなどハイエンド製造産業チェーンの台湾回帰が続いているほか、新型コロナウイルス感染症の流行により、分散展開の重要性が浮き彫りになっています。「台湾投資三大計画」や「産業革新条例」の投資控除優遇措置を通じて、企業の高付加価値生産への取り組みやスマートマニュファクチャリングの導入を促し、台湾をハイエンド製造センターにすることを目指します。

半導体先端プロセスセンター

AI、5G、電気自動車は次世代産業の競争力を高める強力なツールであり、半導体は産業におけるデジタルトランスフォーメーション推進の基盤となります。台湾の先端プロセス技術におけるリーダーシップを確保するために、TSMC、Micron、Nanya、Powerchipなどの半導体大手企業は、台湾への投資を拡大し続けているほか、台湾における次世代半導体技術の研究開発を行っています。同時に、半導体重要設備、材料などの外国企業による台湾での工場設立を誘致し、共同で台湾半導体産業クラスターの優位性をより完全なものにするとともに、研究開発能力のさらなる強化を図っています。

ハイテク研究開発センター

米中ハイテク戦争と新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、台湾企業の台湾回帰が加速しただけでなく、アジア太平洋地域における国際大手企業の戦略的な再配置が行われ、ハイテク研究開発の需要に新たな波が押し寄せています。「リーダー企業研究開発深耕プロジェクト」の推進により、国際大手企業の台湾における高度研究開発拠点設置を誘致することで、台湾の産業チェーンとともに新世代の製品を共同開発し、新興産業クラスターの発展を加速して、台湾を世界的なハイテク研究開発センターにすることを目指しています。



十大メリット 投資の第一選択肢

数十年来、台湾は中小企業の形態を主としたテクノロジー製造業で経済発展を導いてきました。台湾製品は国際的に評価され全世界に行き渡っています。台湾の優位なロケーションや整ったインフラ、完備された産業サプライチェーン、豊富な研究開発人材、安全な法治環境等、これらすべてがグローバル企業にとって台湾での投資、エリア本部や研究開発、ロジスティクスセンターの設立にあたってのメリットとなっています。

アジア太平洋地域の戦略的ハブ

台湾はアジア太平洋地域、東北アジアと東南アジアの交通の要に位置し、優秀な設備の国際空港と海港を有し、交通運輸も便利で、輸出入や中継輸送がとて発達しています。台北から東京、ソウル、北京、上海、香港、シンガポール、等の西太平洋の主要都市への平均飛行時間はわずか2時間55分で、高雄港からマニラ、シンガポール、香港、上海、東京などの五大主要港への平均航行時間はおよそ53時間です。欧米、日本及びアジア太平洋の新興市場を繋ぐ重要なハブとなっており、グローバル企業がアジア太平洋地域で運営本部を設立する際の第一選択肢であると言えます。

世界に繋がるプラットフォーム

台湾は西隣に世界経済成長の中心で世界第二位の経済大国である中国大陸が存在します。そして北には世界第三位の経済大国である日本、東には世界最大の経済大国であるアメリカ、南は東南アジア諸国連合に隣接しており、アジア地域の中でも経済戦略上極めて良いロケーションにあります。

世界経済の中心は欧米からアジアへと移行するに伴い、市場の中心も成熟市場から新興市場へと移行し始めています。台湾は言語のみならず、地理及び文化的にも、中国市場と非常に近く、他者が取って代わることのできない優位性を備えています。その上、台湾のイノベーション能力、製造方面での実力及びアジア各地の産業に台湾企業・商人が存在するなどの優位性はグローバル企業を魅了しており、台湾を拠点に中国やアジア新興市場へ進出し、世界に繋がるプラットフォームとなっています。

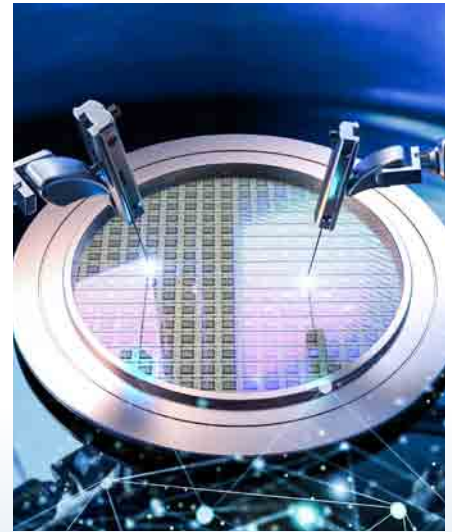
際立つ国際評価

台湾の投資環境は多くの国際評価において高く評価されています。世界経済フォーラム (The World Economic Forum、WEF) 2019年の国際競争力レポート (The Global Competitiveness Report、2019) によると、台湾は141ヶ国中12位にランクイン、アジア・太平洋地域で4位にランクインしました。また、エコノミスト・インテリジェンス・ユニット (Economist Intelligence Unit、EIU) が発表した2019年の世界ビジネス環境ランキングでは、台湾は世界13位となりました。

さらに、スイスの国際経営開発研究所 (IMD) が発表した2023年「世界競争力年鑑」 (IMD World Competitiveness Yearbook) によると、台湾は昨年より1つ順位を上げ、世界第6位にランクされました。これは、2013年以来最高順位となっています。また、世界銀行 (the World Bank) が発表する報告書「2020年ビジネス環境の現状」 (Doing Business 2020) では、190ヶ国中、台湾におけるビジネスの利便性は15位となっています。

堅実な産業クラスター

台湾の産業クラスターの分布は、北部地区は電子テクノロジー産業が主であり、中部地区は精密機械産業で、南部地区は主に石油化学と重工業 (重要産業の分布は巻末の添付図を参照) です。世界経済フォーラム (WEF) の2019年度の国際競争力レポートでは、台湾の産業クラスター発展指数は世界第5位にランキングされました。非常に整った川上、川中、川下のサプライチェーンは、取引先の各種ニーズに迅速に対応し、ジャストインタイム (just in time) にカスタマイズなモジュールを提供します。台湾製品の質と量、共に競争力を備えており、正に外資企業にとって台湾に投資するメリットとなっています。



産業クラスターの高度な発展によって、台湾は世界2位の情報ハードウェア生産国となり、ウェハーファウンドリーとICパッケージング・テスト産業の生産額でも世界1位にランクインしています。また、IC設計業は世界2位に、PC製品は世界3位にランクインしています。自転車産業も成功例の1つです。台湾の自転車産業をリードするGIANT社とMERIDA社はクラスター効果を発揮して、台湾全体で80%以上の産業を中部（台中市、彰化県）に集中させ、川上・川中・川下サプライチェーンの連携をリードし、世界最強のハイエンド自転車供給拠点を構築しています。特に電動アシスト自転車は2016年以降、輸出台数および輸出金額ともに順調に伸びており、輸出実績も際立っています。近年、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で通勤方法が変わったなどにより、自転車と電動アシスト自転車のグローバル市場における需要が急増しています。車両工場と部品工場の両方で注文が満載となっており、チーム間の緊密な連携と分業により、世界中の人々にとって感染防止のための交通手段となる車両を全力で増産し提供することで、台湾の国際的な知名度を大幅に向上しています。

優秀な人材

台湾は優秀な労働力を有しており、教育の普及に伴い、毎年約30万人の大学・専門学校卒の人材を生み出しています。統計によると、2022年の大学・専門学校卒以上の就業者数は632万人に達し、就業者数に占める割合は55.4%となります。

2019年の世界経済フォーラムの国際競争力レポートでは、台湾の労働市場生産効率は141カ国中、15位にランクインしました。これは、税制の優遇措置による女性労働力の増加によるものです。また政府も、世界トップレベルの大学と最先端の研究センターの設立に力を入れ、グローバル企業がアジア太平洋市場に進出する際に必要な人材充分確保できるよう、台湾を東アジアの高等教育の要衝及び華語教

育産業の輸出大国となるよう力をいれています。

整備されたインフラ

台湾の交通ネットワークは整備されており、海運と空運は非常に発達しています。現在7ヶ所の国際商港、17ヶ所の空港があります。鉄道、道路の施設も整っていて、台湾島内を一周する鉄道と道路、西部の高速鉄道、高速道路、それらと連結する10数本の東西に走る快速道路があります。台北、高雄の都市交通網および桃園国際空港と接続する空港交通は緻密かつ便利な交通網であり、また人々の生活圏にもなっています。ビジネス、倉庫、物流などの交通コストにおいて、迅速性と高効率を実現します。

その他、台湾の水、電力、通信などの使用料は安く、供給率と普及率はほぼ100%です。世界経済フォーラムが発表した2016年ネットワーク整備指数（Network Readiness Index、NRI）では、台湾は世界19位にランクインされました。インターネットの応用も非常に普及していて、特に政府サービスの電子化は世界トップレベルであり、進んだデジタル技術も外資企業の投資を誘い込む理由の一つとなっています。

健全な法治環境

中華民国の「憲法」には、「人民の権利と義務に関わる事項は法律で明確に定める」と明記されています。整った法治体系のもとで、友好的で、良好な民主主義と法治観念を備えているため、企業の運営環境においても高い予測性と安定性が期待できます。同時に商業法規も常に迅速に国際法規に同調するよう調整されており、投資者の権益の保障は確保されています。特に外国人が台湾で投資を行う場合は、更に「外国人投資条例」によって、保障を受けることができます。



パーフェクトな知的財産権の保護

台湾の知的財産法令は透明化されており、国際公約の基本規範に適合するだけでなく、産業と国際特許法令の変化に応じて検討と修正がなされています。特許・商標審査の機能と品質の強化を続け、オンライン申請・検索システムを最適化し、より高品質のサービスを企業に提供しています。

知的財産権を適切に保護するため、台湾は知的財産及び商業裁判所と海賊版調査および取締りを行う知財保護警察を設立しており、科学技術やインターネットの発展、営業秘密保護の観点から、法執行関係者の専門研修を強化しています。

2010年、台湾と中国は「海峡兩岸知的財産権保護協力協定」を締結し、特許、商標、植物品種の優先権を相互に承認し、作業チームを立ち上げまし、公式プラットフォームを設置し、オペレーションシステム運用の確保と、中国で活躍する台湾系企業・経営者の知的財産権を効率的に保護しています。

台湾は、国際間の知財交流と協力を積極的に展開し、各国の在台機関、在台商工会議所および権利者団体と密接な関係を維持し、各協会の進捗と建設的な意見を前向きに受け入れ、友好的な環境を構築しています。企業の研究開発イノベーションを全力でサポートし、ビジネスチャンスと経済発展を推進しています。

友好的な資金調達と融資環境

台湾の資金は潤沢で、為替相場が安定しており、金利水準と資本コストが低く、良好な資金調達、融資環境です。海外からの投資を誘致するために、台湾では関連措置を推進し、海外企業の資金調達条件を緩和し、行政プロセスを簡素化しています。

直接金融では、台湾における株式上場コストは香港、中国より低く、株純資産倍率と株価収益率も比較的合理的です。また、流通性も良好で、2021年末時点で、海外企業78社が第一上場、海外企業32社が第一店頭登録をしています。さらに、ベンチャー企業向けの新市場「創櫃板」や株式投資開放を推進しているほか、2021年7月より「創新板」（台湾イノベーションボード、TIB）と「戦略新板」（パイオニアストックボード、PSB）が新設され、さまざまな資金調達のチャンネルを構築しています。

間接金融の面では、台湾の高い貯蓄率が長年にわたって豊富な資本を蓄積し、低金利で優れた資金調達環境を作り出しております。また、銀行による中小企業やベンチャー重点産業への融資サービス提供を奨励することで、銀行による



あらゆる規模の企業に対する融資サービス提供を可能にしています。

多角的なイノベーション文化

台湾は旺盛なイノベーション能力、研究開発能力を有しています。ハイテクにおいても家電製品においても、古き良きものを残しながら新しさを求めて発展させ、フランチャイズチェーン店の革新的なサービス、自転車、タピオカミルクティー、華語ポップミュージックなども、すべて革新的な要素を通じて、世界で受け入れられている台湾の特色ある商品と文化です。

世界経済フォーラム（WEF）は、台湾をイノベーション主導型の経済国と位置付けています。2019年には、台湾は世界競争力報告のイノベーション分野において世界第4位、アジアでは第1位にランクインしました。また、企業の研究開発投資分野においては世界第5位にランクインしました。アメリカのグローバル起業家精神・開発研究所（GEDI）が発表したレポートでは、台湾は起業家精神ランキングが世界第11位でした。これは、台湾企業の実質的な研究開発投資や起業家精神がいずれも世界トップレベルにあることを示しており、台湾には長期にわたって競争力を持つ産業クラスター発展（WEF世界ランキング第5位）と、地域の特性を生かした多角的なイノベーション文化と良好な環境が存在することを示しています。このほか、台湾は工業技術研究院、情報工業策進会など10以上の技術研究開発機関を有しており、台湾国内の産業発展を推進するだけでなく、科学技術に関するイノベーション研究開発人材を多数育成しています。これらはすべて、外資企業がアジア太平洋市場、ひいては世界に進出する際の最大のパートナーとなるでしょう。

脈動

脈動・投資発展の 先行チャンス

卓越した研究開発技術と製造能力により、台湾は製品研究開発、製造、サプライからサービスに至るまで、綿密で迅速です。また生産と運営面で成功経験によって、テスト期間を短縮できるだけでなく、コストダウンも可能です。台湾における研究開発センター或いはエリア本部の設立についても、海外からの投資者のアジア太平洋市場への布石にあたり、理想の投資チャンスと環境を提供します。



5+2 産業イノベーション計画

台湾は長らく、ICT製品のOEMと輸出を柱とした経済発展モデルにより、成長力を保つと同時に、効率の高い製造業の優位性を築いてきました。しかし、インダストリー4.0、欧米諸国の再工業化、中国のサプライチェーン台頭、米中貿易戦争によるグローバル経済の変化などの影響を受け、台湾のこれまでの「OEM」を中心とした産業発展モデルは大きな試練に直面しています。このほか、デジタル新経済の興隆に伴い、Google、Facebook、Amazonなどの大手インターネット企業がこれまでの産業の運営モデルを侵食しつつあります。そして、モノのインターネット（IoT）、人工知能（AI）、ブロックチェーン（Blockchain）などのデジタル技術により、プラットフォーム・エコノミー、エクスペリエンス・エコノミー、シェアリング・エコノミーなどのイノベティブ経済が急速に発展しています。

グローバルな分業体制の変化とデジタル新経済の興隆という二重の試練に立ち向かうため、台湾はそのグローバルなバリューチェーンにおける役割を再定義するとともに、産業の構造革新とデジタル産業構造の転換を加速し、デジタル経済発展のビジネスチャンスを掌握する必要があります。世界経済フォーラム（WEF）の資料によると、台湾は、すでに「要素主導型」、「効率主導型」の時代を終え、2011年に正式に「イノベーション主導型」の経済発展段階に入りました。デジタル化の知識経済時代に向けて、イノベーションこそ台湾の経済成長を牽引する主要なエネルギーとなり、産業のアップグレードをもたらす重要な鍵となるでしょう。

イノベーション主導型の経済成長モデルを作り、国内産業の優位なニッチを効果的に発揮するため、政府は「地域連携」、「未来連携」、「グローバル連携」の3大連携を原則に、将来の産業発展の方向として、「アジア・シリコンバレー」、「スマートマシン」、「グリーンエネルギー」、「バイオ医療」、「新農業」、「国防産業」、「循環経済」などの産業イノベーション計画をまとめ、5G、AI、ビッグデータ、IoT、ブロックチェーンなどのデジタル技術を活用することにより、既存の基盤の上で、5+2産業イノベーション計画2.0を推進し、新興産業と新技術の発展を強化するとともに、産業のアップグレードを促進して、経済成長に新たなエネルギーを注入しています。

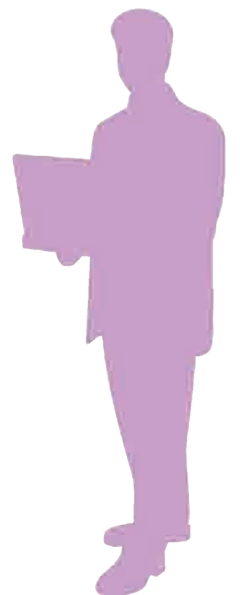
アジア・シリコンバレー

政策のポイント

AI・IoTの活用を引き続き拡大し、スタートアップへの投資環境を整備するために、アジア・シリコンバレーは「スマートIoTで産業進化を加速」ならびに「革新的な創業で産業の発展を加速」という2つの柱を掲げ、AIや5Gといったデジタル経済におけるキーテクノロジーを積極的に導入しています。また、「AIoT科学技術の応用拡大」、「イノベーション創出のための環境整備」、「システム輸出能力の向上」という3大戦略（以下で詳しく説明）で、IoTの応用範囲拡大とAIoTソリューションによる海外輸出を奨励し、デジタル技術の活用を継続的に強化するとともに、スタートアップの発展を支援することで、台湾がアジアのデジタルイノベーションにおいて重要なポジションを担うことを目指します。

■ AIoT 科学技術の応用拡大

AIoT主要技術の研究開発を加速し、台湾独自の国産5Gオープンネットワークを推進するとともに、5GやAI等のデジタル技術と連合学習などの方法を活用して、スマート交通やスマートビジネスなどの革新的なサービスを開発し、スマートシティやスマートタウンの発展を促進します。



■ イノベーション創出のための環境整備

イノベーション創出のための環境整備：投融資の拡大、国際的な専門人材の台湾誘致の強化、産業界との交流・協力を促進するとともに、国際的なイノベーションクラスターを構築し、スタートアップ企業を国際リソースと結びつける支援をしています。また、国家的なスタートアップブランド「Startup Island TAIWAN」を設立し、スタートアップのベンチマーク企業である「Next Big」と連携して、共同で世界に向けて発信をしています。さらに、台湾のスタートアップエコシステムに関する情報を提供する、スタートアップ情報プラットフォームを構築します。

■ システム輸出能力の向上

国内のIoTまたはスタートアップ企業が国際企業との連携を深めるための支援をおこなったり、アジア・シリコン産業クラスターと国際市場のつながり・交流を強化するとともに、海外企業との協力や産業投資、台湾スマートパークの設立などを通じて、「新南向」（ASEAN、南アジア、オーストラリア、ニュージーランド）といった国際市場へのAIoTソリューションの輸出を支援します。



ビジネスチャンスの共創

■ 台湾業者との提携により IoT の発展を推進

- 台湾の ICT 産業はハードウェア製造技術が優れているため、海外の IoT 業者は国内業者と連携し、技術の相互補強やビジネスモデルの革新により、技術開発やビジネスモデルのイノベーションに専念することができます。ソフトウェアとハードウェアを融合した IoT のバリューチェーンを共同で構築し、スマートアプリケーションサービスを発展させることで、グローバル市場への進出が容易になります。
- メモリの世界的なリーディングカンパニーである Micron は、台湾の ADVANTECH などの業者と連携し、スマートマニュファクチャリング、スマート医療、交通制御システムなどの IoT ソリューションを開発して、世界の AIoT 市場を共同で拡大しています。
- 例えば、機械メーカーの三菱重工 (Mitsubishi Heavy Industries) とフランスの通信会社 Orange 社はいずれも、台湾の皇輝科技と協力し、タイやフィリピンなどの「新南向」の対象国で、タイのバンコク地下鉄レッドライン、フィリピンのマニラ鉄道通信プロジェクト等のスマート交通ソリューションを推進しています。
- 国内の IoT 業者、公共団体・協会およびスタートアップコミュニティは共同で「アジアシリコンバレー IoT 産業大連盟」をすでに

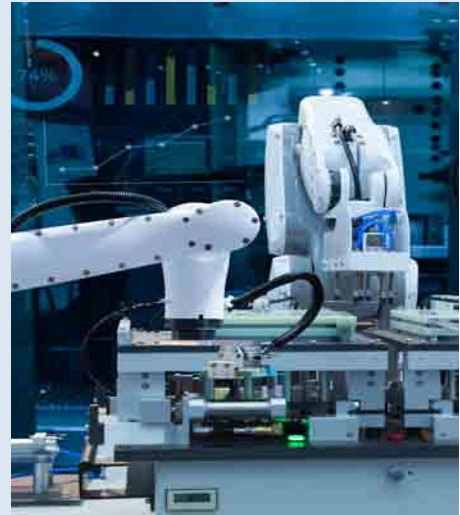
組織しており、グローバル企業ではシスコ (Cisco)、マイクロソフト (Microsoft)、NVIDIA、デル (Dell)、サムスン (Samsung)、ST マイクロエレクトロニクス (STMicroelectronics) などが加入しています。今後もその他海外業者の加入を歓迎し、国内事業者との交流・提携を行うことで、新たな提携モデルを模索していきます。

■ 海外事業者、研究機関、投資家等の台湾への研究開発を歓迎

- 台湾は優れた製造能力と優秀な技術者及び豊富なイノベーションリソースを有していますので、IoT に関連する海外企業は台湾で研究開発センターを設立することで、我が国の優位性を結び付ける、新たな競争力を高めるアジア太平洋地域の重要な中継地とすることができます。
- 例えば、マイクロソフトは 2016 年 10 月に台湾に IoT イノベーションセンターを設立、2018 年 1 月にマイクロソフトのアジア初となる AI 研究開発センターを設立し、AI 技術およびアプリケーションの開発に 10 億新台幣ドルを投資する計画を立てました。2018 年 11 月には「Microsoft for Startups」を設立して、台湾のスタートアップチームにコンサルティングやトレーニングなどのサービスを提供しています。また、2020 年 8 月に IoT センター オブエクセレンスを設立したほか、10 月には台湾にデータセンターリージョンを設立し、主に AI、IoT、エッジコンピューティングアプリケーションのニーズに重点を置いて、台湾の研究開発能力を高めるとともに、台湾企業によるマイクロソフトプラットフォームを利用したイノベーションの加速を支援しています。



- Google は、2018年3月よりインテリジェント台湾プロジェクトをスタートさせており、すでに10万人のAI人材・デジタルマーケティング人材を育成しています。2019年10月には台湾のデータセンター事業の拡大のために260億新台幣ドルの増資を実施、2020年9月にはインテリジェント台湾2020プロジェクトを推進して、デジタルマーケティングツールの提供とデジタル人材育成の拡大を図っています。さらに、2021年1月に板橋に設立したGoogle海外ハードウェア研究開発拠点は、アジア太平洋地域における同社最大の研究開発拠点となっています。
- AmazonのAWSは、2019年と2022年に、それぞれ林口スタートアップ・テラスおよび亜湾スタートアップ・テラスに共同イノベーションセンターを設立しています。また、2021年6月には台湾で初めてスタートアップ企業とベンチャーキャピタルのマッチング会を開催し、スタートアップコミュニティをサポートすると同時に、スタートアップの資金調達を支援することで、スタートアップや台湾企業がクラウドテクノロジーを導入し、デジタルトランスフォーメーションを加速させる後押しをしています。
- シスコは、2019年11月桃園青埔にスマートイノベーション・アプリケーション・デモセンターを設立し、2020年8月には国内企業と共に初の5Gオープンネットワーク試験プラットフォームを構築しました。2021年3月には「Cisco DevNet 情報セキュリティ人材育成センター」を林口スタートアップ・テラスに正式に設立し、国際レベルの情報セキュリティ人材の育成と、情報セキュリティのスタートアップ産業支援を目標とする、アジア太平洋地域初のスタートアップ Cisco DevNet プラットフォームを構築しています。
- クアルコムは、2022年9月に高雄亜湾の5G AIoT イノベーションパークにクアルコム南台湾イノベーション研究開発センターを設立し、現地の革新的な人材とつながり、技術・ビジネスモデル・知的財産権などに関するコンサルティングサービスを提供しています。また、5G実験研究開発テストベッドを設置し、5Gの革新的なアプリケーションを促進しています。



スマート機械産業

政策のポイント

スマートマシン産業推進計画を通して、中核技術および応用技術の発展させたり、地域・未来・世界の動向との連結や、産業の川上・川中・川下の統合、大型企業のスマート製造導入による産業拡大や、中小企業のデジタル化を推進し、産業の高度化ならびに構造転換を促進するとともに、フレキシブルな生産システムを確立し、レバレッジ効果と拡散効果により生産額の成長に繋げ、国際市場を開拓しています。

行政院は「スマート機械産業推進計画」を可決しており、機械産業と情報通信産業の強みを一体化させ、スマート機械アプリケーション及びソリューションを発展させます。現在すでに多くの政策措置が実行に移されており、スマート機械産業の発展が促進されています。

- 「スマート機械推進オフィス」を設立し、部会横断的なリソース統合と連携により、部会間の協力の成果を発揮します。
- 中小企業のスマート化能力を高め、製造企業とサプライチェーンのデジタルトランスフォーメーションをサポートします。また、設備メーカーによるスマート化機能を備えた設備や生産ラインの開発を支援し、スマートマシンや生産ラインの国際市場への輸出を促進して、欧米や日本などでのハイエンド市場への展開、および新南向対象国におけるミドルエンド市場の開拓を推進します。
- 台中市に水湳国際コンベンションセンターを建設し、大規模な経済展覧会や会議のニーズに応え、世界との連動を強化します。
- スマートマニュファクチャリングコンサルティングチームを設置し、コンサルティングと診断、テクニカルサービスの提供を通じて、業界の弱点を解決することで、中小企業によるデジタル化およびスマート化生産の導入を加速させます。
- スマートマシンボックス (SMB) の導入を補助し、中小企業のデジタル化を支援します。また、中小企業の IoT によるデジタルトランスフォーメーション (DX) をリードし、スマート生産ラインでのリアルタイム制御を完成させるとともに、従来型産業のデジタルアップグレードによって、国際競争力を高めます。
- 製造業におけるスマートアプリケーションアップグレード (SMU) を推進し、デジタルアップグレ

ードのニーズを有する製造業者がそのネットワーク基盤上でシステム横断的なデジタル統合とアップグレードを行う支援をすることで、産業競争力を向上させます。

- 製造業におけるスマートアプリケーションのアップグレードを支援し、システム統合能力を持つ企業の国内での活動を促進して、スマート化されたシステムインテグレーション (SI) サービスの強化を推進しています。
- 情報システムの接続の支援により、中小製造業のサプライチェーンに AI アプリケーションの導入を推進し、業者と川上・川下のサプライチェーンメーカーが情報システムを連携させたり、スマートマシンや AI アプリケーションを共同で導入することで、生産における歩留まり改善や効率、結果品質を高める支援をします。
- スマートマシンにおけるクラウド・プラットフォームで、設備の付加価値を高めます。クラウドアプリケーションモジュール技術を確立し、スマートマシン・クラウド・プラットフォームの普及を加速します。
- 台湾のスマートマシン産業のグローバルスタンダード化や、国際交流プラットフォームの構築を推進し、スマートマニュファクチャリングモジュールを国際標準通信インターフェイスの規格に対応したものに発展させます。
- 機械業者による炭素排出量の検証、生産環境の脱炭素化、設備・製品の省エネ化への取り組みをサポートし、同時に産業ネットゼロ人材を育成することで、機械業界の脱炭素化に向けた転換を推進するとともに、企業の脱炭素化能力を構築します。

ビジネスチャンスの共創

■ グローバルなスマート機械の研究開発ハブ

グローバル研究機関及びメーカーは、台湾で新たな法人や研究開発センター、製品製造基地を設立することを通して、台湾の研究機関やメーカーとの共同研究開発、技術移転など様々な方式で台湾のスマート機械産業の発展に参画しながら、グローバルのスマート製造アプリケーション市場に参入することができます。



■スマート機械発展に伴うビジネスチャンス

- デジタルシミュレーションと分析、製品ライフサイクル管理、ビッグデータ分析、マシンラーニング、人工知能。
- センサー、産業用ロボットとサービスロボット、半導体前工程とアドバンスト・パッケージング設備、付加製造。
- センサーと制御装置、生産設備と生産ライン、企業全体のスマート運営情報のシステム統合ソリューション。

■成長を続ける市場への参入チャンス

- 新型コロナウイルスの収束後、主な経済体による物価抑制のための金融引き締め政策が徐々に強まり、世界経済の成長エネルギーが明らかに低下しているものの、国際的なネットゼロを目指す動きとポストコロナの成長が、持続可能な発展における新たなビジネスチャンスをもたらしています。台湾の機械設備は自律化のレベルが高く、将来的にはスマートマシンと低炭素のグリーン設備を組み合わせ、高いレジリエンスを備えたサプライチェーンを確立し、台湾の機械産業の国際競争力を確保していきます。
- 台湾は半導体の先進製造工程への投資を継続的に行っており、また情報通信、パネル、自動車、電動車などサプライチェーンの構成メーカーもスマートオートメーション生産ラインに対する投資を増やしているため、スマートマシンの需要は安定した成長が予想され、巨大なビジネスチャンスが期待されます。

クリーンエネルギー産業

政策のポイント

「エネルギー創出」、「省エネ」、「エネルギー貯蔵」、「スマートシステム統合」を主軸として、安定的なエネルギー供給、グリーンエネルギー開発、サステナビリティ経営、汚染と炭素の低減を並行して進め、「エネルギーの安全」、「グリーン経済」、「持続可能な環境」の目標を達成します。主な発展項目はグリーンエネルギーと電動自動車です。

再生可能エネルギーの累積設備容量を29GWにまで高める政策目標を計画しており、中でも太陽光発電と洋上風力発電に対して重点的に投資を行うことにしています。屋根設置型および地上設置型太陽光発電の開発を継続的に推進、また洋上風力発電開発における「モデル」、「ポテンシャル」、「ブロック」という各段階の戦略を実施することで、台湾におけるグリーンエネルギー産業の発展につなげようとしています。2025年には、太陽光発電の累積設備容量は20GW、洋上風力発電の累積設備容量は5.6GWに達する予定です。

沙崙スマートグリーンエネルギーサイエンスステイを開発し、産業イノベーションを導くエコシステムの中核として、省エネ、エネルギー創出、エネルギー貯蔵とスマートシステム統合の4つの主軸に沿い、グリーンエネルギー産業ネットワークの中心及び輸出窓口として発展させます。

ビジネスチャンスの共創

■ クリーンエネルギー投資におけるビジネスチャンス

- 台湾では 2025 年までのクリーンエネルギー設備容量の目標を制定しており、2025 年までに 600 億米ドルのクリーンエネルギー投資を誘致し、クリーンエネルギー関連産業にビジネス機会を提供する、としています。
- 台湾では 2017 年に「電気業法」の修正案が可決され、再生可能エネルギーによる電力が再生可能エネルギー発電業または再生可能エネルギー販売業を通じて自由に売買できるようになり、市場での自由な流通が促進されています。
- 台湾の洋上風力発電はフルキャビンアセンブリ、出力変換システム、海底ケーブルなど、電気自動車は電力エネルギーシステム、シャーシシステム、完成車システムなど、太陽光発電はインバーター、エネルギー貯蔵システムなどにおいて、外国企業による台湾への投資が期待されています。
- 政府は「前瞻基礎建設計画（先見的基礎建設プロジェクト）」を推進し、クリーンエネルギー建設（主に太陽光発電、洋上風力発電及び関連研究開発や長期発展拠点の設立）を行い、国内需要を基に国内外投資を誘致し、台湾をアジアのクリーンエネルギー産業の重要拠点として発展させます。

■ 太陽光発電のビジネスチャンス

- 太陽光発電の 2025 年目標累積設備容量は 20GW で、約 500 億新台湾元の大型インバーターメーカーの投資を見込んでいます。
- 台湾における太陽光発電設備の増加に伴い、蓄エネシステムと組み合わせた太陽光発電の普及を推進します。そして、競争入札および容量割り当てを段階的に行うことで、2024 年までに合計 500MW を設置する予定です。全体計画は状況に応じて随時調整され、海外の蓄エネシステムメーカーと台湾のメーカーの連携を促進し、今後も蓄エネ産業の発展を牽引していきます。

■ 洋上風力発電のビジネスチャンス

- 洋上風力発電の開発には、「モデル」、「ポテンシャル」、「ブロック」の 3 段階による推進戦略を採用し、2025 年までに 5.6GW の洋上風力発電目標を達成する予定です。また、1 兆新台湾ドルの投資額、2 万人の雇用創出、1.2 兆新台湾ドル超の生産額のほか、二酸化炭素と汚染の低減といった多くの効果も期待されています。



- 政府は、第3段階のブロック開発に関わる業者選定に係る要点をすでに発表しており、2026年から2035年まで毎年1.5GWずつ、10年間で合計15GWの容量を開発していく計画です。業者の選定は「資格の審査後に競争入札を行う」方法が採用され、2022年の年末に第1期の容量割り当て作業を完了しており、合計3GWの容量を割り当て（グリッド接続年度：2026～2027年）、台湾における洋上風力発電市場を着実に拡大させています。



バイオテクノロジー医療

政策のポイント

2007年7月、バイオ新薬の研究開発に従事する企業により多くの租税優遇を提供するため、「バイオ新薬産業発展条例」が施行されました。2017年1月18日には、高リスク医療機器の適用範囲拡大と新興バイオ医薬品についての追加定義が公布されました。2021年には、バイオ医薬品産業発展条例を改正・公布し、新剤形製剤、再生医療、精密医療(Precision Health)、デジタル医療等を適用範囲に追加して、開発・製造を受託するバイオ医薬品企業を適用対象に含めるとともに、実施期間を2031年にまで延長しています。

2021年5月、行政院は「6大コア戦略産業推進計画」を承認し、台湾のバイオ・医療技術産業において、遺伝子と健康保険データのためのビッグデータベースを構築し、予防、診断、治療介護システムを開発するとともに、バイオ・医療技術による防疫製品の開発とバイオ医療における国際的なビジネスチャンスの開拓を通じて、台湾の防疫ブランドをグローバルに展開していきます。

推進の展望：台湾をバイオ・医療技術による防疫の世界的な模範として確立することです。

ビジネスチャンスの共同創造

■ 産業及び市場規模の急速な拡大

2021年、台湾のバイオ医療産業の売上高は7,100億新台幣を突破し、成長率は10.9%に達しています。

■ 台湾への投資はアジア市場への布石

アジアの高齢者人口増加、中国と東南アジアの新興経済国の台頭に伴い、アジアのバイオ医薬品市場が急速に成長する現在において、プライマリーケア、在宅介護、健康促進、疾病治療薬等の需要が大幅に増加しています。外資系企業は、台湾の地理的優位性、人材・バイオテクノロジーパークなどを一体化した支援措置、ならびに「バイオ医薬品産業発展条例」等の税制優遇措置や研究開発補助を活用することで、台湾を生産拠点や地域本部として位置づけ、アジア太平洋市場への迅速な進出を目指すことができます。

■ 医療機器・材料事業への投資によるビジネスチャンス

台湾は中程度リスクの二類医療機器の開発・サプライチェーンが完備しており、システム統合、ハイエンドまたは高価な医療機器(スマート補助具、低侵襲手術画像診断、整形外科用機器、歯科用機器、細胞治療、脳神経、心血管用、眼科用医療機器等)の開発における提携の機会を積極的に求めています。

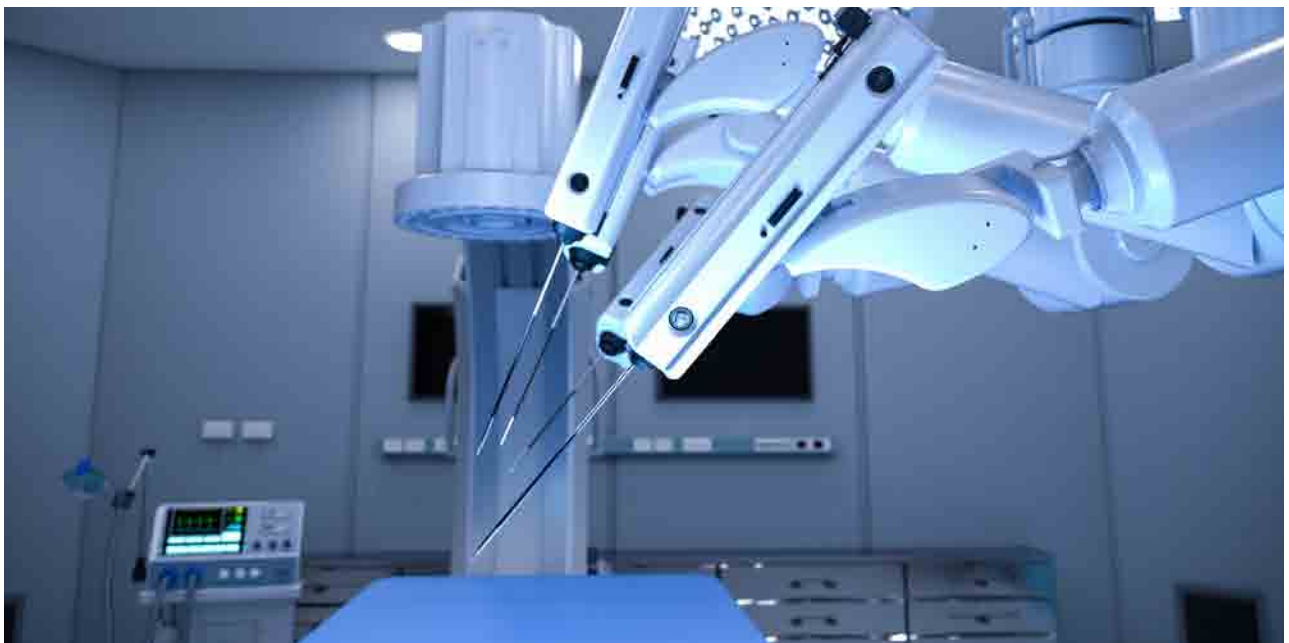
■ 健康介護事業への投資によるビジネスチャンス

- 2026年、台湾は超高齢化社会（高齢者人口が総人口に占める割合が21%を超過）に突入します。



台湾は試験環境および法規の柔軟性を備えており、国内外の業者による革新的なサービスモデルを組み合わせ、高齢者向けサービスの新たなビジネスチャンスにおいて共同で優位性を創り出しています。

- 台湾の優れた医療システムと確かな情報通信基盤を通して、モニタリングサービスプラットフォームや情報システムサービスなどのサポート環境の構築がスムーズに行うことが可能です。また、スマートな健康サービスプラットフォームも有利に展開することが可能となります。





リサイクル産業

政策のポイント

台湾の整った各産業のクラスターの優位性を活かし、廃棄物管理制度の改革とリサイクル技術の研究開発といった革新的かつ高付加価値の技術を積極的に推進することで、資源利用過程での環境への影響を減らすとともに、エネルギーと資源の利用効率を向上させ、安定的な経済成長と環境負荷低減のバランスという目標を目指します。

政府主導による循環経済の発展：台湾政府は、金属や石油化学などの国内の主要な関連産業について、「循環産業化」および「産業循環化」の2つの軸を中心に循環型経済を推進することを計画しています。この計画では、高雄を循環型経済圏のモデル地域とし、新材料循環エリアを創設して、これを全国に展開することで、国民の共通認識を形成し、資源の有効利用促進と資源の最大価値創造を加速します。資源のライフサイクルを延長または連続的に循環させ、廃棄物と汚染問題を有効的に緩和し、質の高い生活環境を構築するとともに、循環型経済産業発展のための健全な環境を整え、将来の経済成長の機運を醸成します。

「循環型経済推進プログラム - 循環型技術・材料イノベーション研究開発プラットフォーム推進プロジェクト」：台湾中油高雄製油所第5ナフサ分解プラントの17ヘクタールの工場区域を利用して、「循環型技術・材料イノベーション研究開発および特別区」

を設立し、産業の課題、国の課題選択、プラットフォームによる解決、スタートアップによる解決を推進理念として、省庁間の協力を通じて、産官学・研究・国営事業の能力を統合しています。有機・無機・バイオマス・半導体の4つの材料分野に焦点を当て、革新的な材料の分野横断的統合と研究開発を促進する分野コーディネーターによる推進メカニズムを確立し、台湾における重要産業の展開を促進しています。

ビジネスチャンスの共創

■ 新材料市場におけるビジネスチャンス

政府は、クリーンな製造プロセス及び生産のスマート化を推進しており、環境保護、安全、商品の高付加価値化を目標に掲げ、高付加価値新材料や、低炭素化エコ新素材の開発を進めています。海外事業者が、台湾への投資と提携、技術移転又は共同開発を通して、アジア・太平洋地域の新材料市場に進出することを歓迎いたします。

■ 優れた事業発展の場を提供

「全国循環専区実証プロジェクト及び新材料循環産業園区設置申請プロジェクト」により、政府は「循環経済産業園区」創設を長期的な重要事業に位置づけています。これら園区は海外事業者にとっても高付加価値なエコ新素材事業の新たな発展の場としても提供されます。

■ ハイテク製造プロセスの派生物からの精製ビジネスチャンス

台湾は、世界にとってハイテク部品輸出の重要拠点であ

るため、ハイテク製品製造プロセスからの廃材や化学製品の副生成物が毎年大量に発生します。そのため、資源精製と回収・精製技術を有する海外事業者にとって、台湾へ投資のメリットの一つになります。

新農業

政策のポイント

台湾の農業においては、地球規模の気候変動、国際貿易の自由化、農業従事者の不足と高齢化、農業構造の硬直化などの内外環境の影響に加え、食品の安全性や消費者保護、環境の持続可能性などの問題が注目を集めています。2017年以降、農業委員会は「新農業革新推進計画」を推進しており、農家の所得向上と消費者への安全な農産物の供給を中核目標として、各種農業政策を継続しています。農家の福祉制度の改善、基礎環境の健全化、産業競争力の向上という3つの施政の主軸を通じて、産業構造のアップグレードを加速し、農産物の付加価値を高め、国内外における農産物の販売を拡大することで、農家の所得を向上させ、持続可能な農業の発展を目指します。

ビジネスチャンスの共創

行政院農業委員会は新農業の発展を推進するために、台湾南部に農業バイオサイエンスパーク（以下、農業バイオパーク）を建設しています。第一期では233ヘクタールの土地と90のバイオ標準工場を提供しており、リース率は90%以上に達しています。第二期では、165ヘクタールの土地への2021年からの農企業による投資・入居が可能となっており、賃借予約とリース率はすでに3割を超えています。

農業バイオパークは検疫、検査、通関、物流、中継輸送などの便利なワンストップサービスを提供しています。第二期では165ヘクタールの土地がすでに完全な方形の工場ブロックに適切に分割されており、0.7ヘクタールから10ヘクタールまでの各工場用地の需要に対応しています。また、公共施設パイプライン、研究開発試験所に必要な試験農（漁）場用地、物流センターの全体計画とともに、高架給水塔、貯水池、天然ガスステーション、汚水処理等のサービス施設

の新規増設が予定されており、土地、水、電気、動力、汚水排出処理などがいずれも充実しています。国内外の投資家（農企業）による投資・工場設立に最適な拠点であり、台湾の豊富な学術研究成果と川上・川下の農業産業チェーンを効果的に結びつけ、国際市場での競争力を高めています。

防衛産業

政策のポイント

国防設備の調達、内需市場のアップグレードと更新により、造船、航空宇宙、情報セキュリティ産業を促進し、周辺機器、材料、電機等の関連メーカーによる最先端技術の研究開発への投資を促すことで、技術革新を達成し、メーカーの成長目標達成を支援します。

台湾企業と海外企業の防衛産業における交流と提携を促進し、企業と共に防衛産業発展のチャンスを開拓し、防衛産業のニーズに応じて、經濟部と科技部の資源を結合し、共同で防衛産業の発展を推進します。

国防産業クラスター発展の推進：台中、高雄、桃園を拠点とした航空宇宙関連産業クラスター、高雄、屏東、宜蘭の造船産業クラスター、台南沙崙を基地とした情報セキュリティ産業クラスターを推進します。

プロジェクト計画の推進：政府は積極的に国防産業政策と第六期国家情報通信セキュリティ発展プランを計画しており、国防武器及び設備の国産化、調達、アップグレード等を通じ、国内の航空宇宙、造船、情報セキュリティ等の民間産業技術とサプライチェーンの発展を促進しています。

ビジネスチャンスの共創

■ 防衛産業発展への参画におけるビジネスチャンス

台湾は、既存の国防産業をベースに、海外の国防分野の研究機関、メーカー、投資家が、国防関連製品の研究開発、情報ソフトウェアやシステムの開発、産業サービスアプリケーションなどで台湾メーカーと協力し、台湾の産業発展においてビジネスチャンスを掴むことを歓迎しています。

■ 台湾の航空宇宙産業の発展におけるビジネスチャンス

台湾は「自国の軍機は自国で製造」政策と航空宇宙産業発展政策を通じて、軍民両用技術の開発と市場のビジネスチャンスを推進します。今後20年の間に、台湾はアジア太平洋地域において、航空宇宙部品製造や航空機整備の分野で重要な位置を占めることが期待されています。具体的

な投資機会としては、先進航空宇宙製造技術・機器、航空宇宙鍛造および複合材料製造技術・製品開発、航空宇宙MRO技術・運営拠点、飛行訓練学校、無人航空機の研究開発・製造・システム統合および革新的応用サービスなどが挙げられます。

■台湾の造船産業発展におけるビジネスチャンス

台湾は「自国の軍艦は自国で製造」政策および造船産業発展政策、ならびに今後の洋上風力発電所建設の需要を通じて、軍民両用の船舶産業サプライチェーンの成長と産業規模の拡大を後押ししていきます。現在、台湾の造船業における生産額は年間20億米ドルを超えており、2030年までに台湾造船業における生産額は25億米ドルを超えることが見込まれています。具体的な投資機会項目としては、先進船舶技術・機器、船舶用動力システム・部品の研究開発・製造、船舶用エネルギー貯蔵システムの研究開発・製造、水上・水中無人機の研究開発・製造、革新的応用サービスなどがあります。

■台湾の情報セキュリティ産業発展におけるビジネスチャンス

海外事業者が我が国のメーカーと先進的情報セキュリティ技術とソリューションの研究開発に共同で投資し、IoTクラウド環境において具体的なフィールド（例えばスマートシティ、重要なインフラ施設など）で共同実証実験を行い、情報セキュリティ製品と技術の発展を速めることを歓迎いたします。2025年までに、台湾の情報セキュリティ産業の生産額は780億新台幣に達することが見込まれます。



半導体産業

政策のポイント

台湾の半導体産業クラスターは整っており、IC設計業、IC製造業（ウェハのOEM製造、メモリおよびその他チップ）、ICパッケージング・テスト産業、川上のIC設備産業とIC材料産業を網羅しています。そのうち、台湾におけるウェハのOEM製造とICパッケージング・テストの生産額はいずれも世界第1位であるほか、IC設計の生産額は米国に次いで第2位となっています。TSMCは、2022年12月に3nmの最先端プロセスによるチップの量産で世界をリードするとともに、2nm以下のさらなる先端プロセスの開発を続け、世界の半導体産業における台湾の主導的地位を示しています。台湾は世界で最も密集し、最も先進的な技術を持つ半導体生産拠点として、半導体産業の高度化と経済の新たな革新を実現し、デジタル時代の発展契機を掌握するべく、すでに半導体産業を国家発展の重要項目と位置づけています。

台湾の半導体産業は科学技術産業の発展を支えており、台湾経済の発展に極めて大きく貢献しています。また、半導体の発展はすでに国家レベルの戦略となっており、今後も政府は半導体産業における先進的次世代半導体技術の積極的な開発とグローバル展開の拡大を継続して支援し、台湾の半導体産業の発展を強化していきます。さらに、政府は米国やEU、日本などの国際的な半導体設備・材料メーカーによる台湾での工場設立や投資拡大を歓迎しており、より近接した供給と、グローバルサプライチェーンとのつながりの高度化を目指しています。台湾の半導体産業が持つ先進技術と産業クラスターの優位性を通じて、世界のハイテクサプライチェーンにおいて不可欠かつ重要な台湾の役割・地位を維持し、国際パートナーから信頼されるパートナーとして、世界各国の半導体需要を全面的にサポートします。

ビジネスチャンスの共創

■新素材の需要が引き続き拡張



統計によると、2022年における台湾の半導体材料調達額は147億米ドルに達し、世界最大の半導体材料バイヤーとなりました。また、IC生産額の持続的な成長予想に伴い、新素材や設備に対するニーズも成長し続けています。

■半導体材料におけるビジネスチャンスとなる具体的項目：

現在台湾では、IC製造用ハイエンドフォトリソ、コーティング剤および特殊ガス、ICパッケージング材料などを依然として海外から輸入する必要があり、海外メーカーは台湾に工場を設立して生産を行うことで、台湾のIC産業に近い場所で供給することができます。また、台湾では7nmのICプロセスがすでに量産化されているとともに、5nmのIC製造に向けて邁進中であるため、海外企業と協力して半導体先進プロセスのビジネスチャンスを生み出す必要があります。

■半導体設備需要も拡張を続ける

台湾はウェハー製造およびアドバンスド・パッケージングテストの世界的重要拠点です。2022年の設備購買額は268億米ドルに達し、世界第2位の設備購買市場となっています。また、TSMC、UMC、ASEなど

の半導体メーカーが投資を継続して工場を拡大しているため、今後3年間の設備購買需要は世界トップ3の規模を維持することが見込まれています。

■半導体産業の具体的な設備ニーズは次の通りです：

12インチウェハー製造設備とアドバンスド・パッケージング再配線層設備およびTSV設備が主な需要であり、海外企業による以下への投資を歓迎しています。✓ウェハー前工程設備：酸化・拡散、化学的気相成長、物理的気相成長、フォトリソグラフィ、ドライエッチング、レジスト塗布現像、化学機械研磨、ウェットプロセス（洗浄・エッチング）、電子ビームおよびX線欠陥検査等の設備。

- ウェハー前工程設備：化学的気相成長、物理的気相成長、フォトリソグラフィ、ドライエッチング、レジスト塗布現像、化学機械研磨、ウェットプロセス（洗浄・エッチング）、光学・X線欠陥検査等の設備。
- アドバンスド・パッケージング再配線層プロセス設備：化学的気相成長、フォトリソグラフィ、ドライエッチング、ウェットエッチング、化学機械研磨、電気銅めっき、化学めっき等の設備。

サービス業

政策のポイント

■台湾政府による戦略的サービス業の発展促進

政府は「戦略的サービス業投資強化推進計画」を打ち出し、行政院国家発展基金は約100億新台幣ドルを予算に組み入れ、段階的な推進を行っており、投資専門管理企業との共同出資と合わせ、「戦略的サービス業」へ投資しています。

第一期は2013年に10年間の投資期限を設けて実施を開始しました。対象事業に対する政府基金の投資額は1億新台幣ドルを上限とし、政府の持ち株比率上限は当該対象事業の払込資本金額の49%です。サービス業の就業者増加、国際化とハイテク化をサポートすることで、輸出拡大と生産額の増加を実現することを目的としています。投資範囲には、情報サービス業、中国語の電子商取引、デジタルコンテンツ、クラウドコンピューティング、MICE産業、食品の国際化、国際物流、保健・介護、設計サービス業、フランチャイズチェーン業、観光・旅行業、エネルギー技術サービス業、その他執行機関による認定を受けたサービス業が含まれます。

第二期は2023年下半年からの実施が予定されており、投資期限、投資条件、投資目的は第一期と同じです。投資範囲は、政府の産業政策が推進しているサービス業に合わせて調整されます。

■ デジタルフレンドリーな環境がスマートサービス産業の発展を加速

政府の推進する「数位国家・創新經濟發展方案（デジタル国家・イノベーション經濟發展計画）（2017-2025年）」（略称DIGI+）は、優れたデジタル国家となることによって新たな經濟のエコシステムを創りだし、サービス産業の革新的な発展の基礎づくりを進めるものです。

DIGI+計画の柱の一つとして、企業がスマート・ライフ・サービスプログラムを開発することを奨励し、シェアリングエコノミー向けのソリューションやビジネスモデルを作り出すインセンティブになっています。

ビジネスチャンスの共創

■ デジタル經濟

台湾はハード・ソフト面ともに情報通信のインフラが整っており、グローバル企業がデジタル經濟をめぐるスマートサービス事業を發展させるための市場と実験環境を提供しています。

- 2020年までに、デジタル經濟がGDPに占める比率は20.5%（1,100億米ドル規模）から25.2%（1,600億米ドル規模）まで成長することが見込まれます。
- ソフトウェアの生産高は300億米ドルから567億米ドルへ、1倍の成長を遂げることが予想されます。
- 市民のデジタル生活サービス使用普及率は2020年には60%に達し、国別情報力ランキングでは世界第12位になることが予想されます。優れたブロードバンド環境を見てみると、ブロードバンドサービスは2020年に現在の100Mbpsから10倍速の1Gbpsとなり、サービスカバー率は90%に達し、かつ經濟的支援が必要な家庭でも帯域幅10Mbpsが保証され、巨大なデジタルサービス市場が生まれます。

■ eコマース

投資を行いやすい環境、強力な消費力、成熟した物流イ

ンフラを持つ台湾は、より多くの外国の電子商取引業者が台湾の電子商取引業者と協力し、共同でアジアの電子商取引市場において新たなビジネスチャンスを開拓することを歓迎しています。

■ 物流

國際的大手企業が各地で急速にサプライチェーンを拡大している現在、台湾は高効率で便利な物流サービス能力を備えていることから、海外企業も台湾の地理的・産業的優位性を活用することで、アジア太平洋地域の物流ネットワークの強化が期待できます。

■ グルメの國際化

台湾の豊かで多様なグルメは国内外の消費者や観光客に広く受け入れられており、國際メディアや世界の代表的な飲食関連の賞によって、高く評価されています。海外の業者は台湾の地理的位置の優位性を活かし、台湾の戰略的パートナーとともに國際的な飲食業者間の協力と交流を推進することで、飲食サービスのさらなるビジネスチャンスを創造することができます。

■ 介護・ヘルスケア

台湾は半導体製造や情報通信テクノロジー産業に強固な基盤を持ち、また優れた医療サービスや専門人材を備えています。海外事業者が台湾の強みを活用し、台湾の戰略的パートナーとなることで、業界を超えた資源の整合を通して、スマートヘルスケアの巨大なビジネスチャンスを掴むことができます。

■ 余暇・レジャー

台湾ではLohas（ロハス：健康で持続可能な生活様式、またこれを重視する生活様式）が徐々に人々の間に浸透し、ロハスに関連するショッピング、余暇及び飲食をコンセプトにしたアウトレット商業施設が急速に發展しています。台湾の新たな余暇生活をめぐるビジネス機会に関して、海外事業者による投資または台湾企業との提携投資が望まれています。





前瞻基礎建設計画

将来の台湾経済発展ニーズを見据え、国内外の新産業、新技術、新生活の動向に対応し、地域全体の発展と地域間のバランスを促進するため、政府は「前瞻基礎建設計画」を積極的に進めています。これには、安全性と迅速性を確立する「軌道インフラ」、気候変動に対応する「水利インフラ」、環境の持続可能性を促進する「環境インフラ」、スマート国家を構築する「デジタルインフラ」、地域間バランスを強化する「地方の都市インフラ」、および「少子化対策と育児支援の空間インフラ」、「食の安全インフラ」、「人材育成と就業促進インフラ」など8項目のインフラが含まれ、台湾の将来30年の発展の基礎を築きます。

本計画は、政府が先導して景気を刺激し、台湾経済の構造転換と高度化を加速し、国の長期的な競争力を押し上げ、国民のために幸せな未来予想図を描くものです。さらに、インフラ拡大の推進成果を全国民と共有することで、未来の新しい台湾を創造します。本計画には、2017年7月7日に総統が公布・施行した『前瞻基礎建設特別条例』（将来を見据えたインフラ建設特別条例）に基づき、4年間で4,200億元の特別予算が組まれています。また2020年7月2日には、立法院が次の4年間の建設予算として4,200億台湾ドルを組むことを承認しています。本計画では、2017年から2024年までの4期に分けて7,700億元の特別予算が組まれており、その内訳は第1期（2017年9月～2018年12月）、第2期（2019年～2020年）、第3期（2021年～2022年）、第4期（2023年～2024年）に対してそれぞれ1,071億元、2,229億元、2,298億元、2,098億元となっています。第1期と第2期はすでに実質GDPを1,067億元から1,209億元、および2,832億元から3,019億元にそれぞれ増加させており、第4期は2,851億元から3,505億元への実質GDP増加が見込まれています。

前瞻基礎建設

インフラ項目	第1期経費	第2期経費	第3期経費	第4期経費	重点建設	目標
環境インフラ	80億元	114億元	78億元	126.5億元	ネットゼロへの移行、太陽光発電、風力発電、沙崙グリーンエネルギーサイエンスシティなど、関連する研究開発と長期発展の基地を建設。	台湾をアジアのグリーンエネルギー産業発展の重要拠点とする。
デジタルインフラ	159億元	272億元	443億元	380.4億元	5Gの開発による台湾のデジタルトランスフォーメーションとグローバルポジショニングの推進を戦略として、インフラ建設環境、産業デジタルトランスフォーメーション、デジタル人材育成、5Gインフラ建設、5G遠隔地区デジタル格差解消、デジタル公共サービス普及の6つを主軸として、計54の重点建設項目を新たに追加しています。	「アジア太平洋地域の重要なデジタルイノベーションハブとなる」「5Gサービスの全面的な普及と世界的な5G産業チェーンの展開」「産業のデジタルトランスフォーメーションを通じて世界の先端産業における主導的地位を固める」という3つの目標を推進しています。
水利インフラ	251億元	582億元	524億元	450.6億元	治水、給水、親水のインフラを加速。	安定した水の供給、持続可能な循環、透水型都市、国土の安全、水と緑の融合、良質な環境など、幸福な水に満ちた台湾を実現する。
軌道インフラ	166億元	416億元	402億元	537.3億元	「高鉄と台鉄の連結網推進」、「台鉄の高度化と東部サービスの改善」、「鉄道立体化または通勤列車の高速化」、「都市のMRT推進」、「中南部観光鉄道」など五大主軸の軌道インフラを推進。	調和的かつシームレスで、産業のチャンスと観光の魅力を合わせ持つ基幹軌道輸送サービスを創造する。
地方の都市インフラ	350億元	720億元	741億元	473.1億元	駐車場問題の改善、ローカル型産業パークの開発、原住民の多様な産業の振興、観光のアップグレード、全民運動環境計画の充実、客庄369幸福計画、地方創生計画、公立高等学校以下の学校における電力システムの改善および冷房設置計画などを推進。	公共環境の品質を高め、地方都市のバランスの取れた発展を促進し、人々の生活条件を改善し、国全体のイメージを高める。
少子化対策と育児支援の空間インフラ	20億元	22億元	18億元	13.9億元	0～6歳児保育・教育の公共化を推進し、育児しやすい空間を創造。	育児しやすい空間を作り、女性の就業に際する障害を減らし、少子化の危機を回避する。
食の安全インフラ	3億元	5億元	16億元	14.4億元	現代化した食品・薬品に関する国家レベルの実験棟と教育研修棟を建設し、通関検査管理システムを効率化するとともに、衛生機関の食品安全検査能力と中央政府機関の食品安全検査能力を強化。	検査能力を高め、安全管理システムを整備し、我が国の食の安全性を高める。
人材育成と就業促進インフラ	42億元	98億元	76億元	102億元	2030年バイリンガル国家政策、デジタル・特殊技術人材育成計画、国際産学連携計画、リーダー・学者支援プログラムなどを推進。	国際的なモデルとなるベンチャークラスターを構築し、グローバル人材が台湾で発展するよう導き、我が国のイノベーション・起業エコシステムを世界と連動させる。



動力

原動力・ 優れた競合条件

台湾は外資企業が投資するのに、最適な国であり、友好的な租税法制度、優遇された奨励措置の提供、高い質の人材資源、安定した金融市場を有しており、また様々な産業発展専門エリアを設置し、外資企業の投資需要を十分に満たしています。



租税制度 透明性があり友好的

台湾の租税制度は欧米諸国に類似し、分税立法（個別の税目ごとに個別の法律を制定）を採用し、税金の徴収について明確に法律で定められていて、税金申告プロセスは簡便です。全面的な租税制度協定の方面では、すでに34の国と租税協定を締結し、外国人が台湾で投資とビジネスをするための便宜を図っています。台湾は2002年にWTO（世界貿易機関）に加盟した後、WTOの規定に従い関連法規を修正し関税課税の基準とし、平均的な税率と実質税率も年々下げています。全体的に台湾の税制環境は良好であり、そして審査は公正で透明性があり、納税義務者に完全な保証を与えています。

営利事業所得税

運営本部が台湾にある営利事業者（外資企業の台湾子会社を含む）は、台湾国内外すべての営利所得に対して、営利事業所得税が連結課税されます。ただし、台湾国外での所得であり、すでに当該所得源泉国の税法規定に基づいて所得税を納付した場合、納税義務者の納付すべき税額からこれを控除することができます。控除金額は、その国外所得を加えて台湾の適用税率で計算した納付すべき税額の増加分を超えてはなりません。

運営本部が台湾国外にある営利事業者（外資企業の台湾支店など）の台湾源泉所得は、台湾国内の営利事業所得とみなし、「所得税法」の規定に基づき営利事業所得税が課せられます。

2022年からの営利事業所得税税率

課税所得額区分 (元)	現行税率
120,000元以下	免税
120,000元以上	課税所得額全額に20%を課す。ただし納付すべき税額は課税所得額から12万円を差し引いた金額の半分を超えてはならない。

■ 房地合一所得税制度

2016年1月1日より、房地合一課税所得税制度が実施され、営利事業の家屋・土地の取引による所得は営利事業の所得と併せて計算することとなり、税率20%で課税されます（本店が中華民国国外にある場合は保有期間に応じて45%または35%で課税されます）。2021年7月1日より、営利事業の家屋・土地の取引による所得は個人の場合に準じ、保有期間に応じて差別税率で個別に税額を計算し、併せて申告・納

台湾の租税体制

国税	所得税、事業税、物品税、関税、遺産相続税、贈与税、有価証券取引税、先物取引税、タバコ・酒税、特種貨物および労務税
地方税	地価税、土地増値税、家屋税、土地税（田賦）、契約税、娯楽税、印紙税、鑑札使用税

税することとなります（営利事業による家屋の建設完了後に初めて移転する場合、営利事業所得額に併せて税率20%で課税されます）。また青田売り及びその敷地の売却、株式または出資額取引の形による家屋・土地の実質的な移転を課税対象とします。2021年7月1日以降、2016年1月1日以降に取得の家屋・土地を対象とする取引について、下表のとおり税率が適用されます：

本店が中華民国国内にある		本店が中華民国国外にある	
所有期間	税率	所有期間	税率
所有期間 ≤ 2年	45%	所有期間 ≤ 2年	45%
2年 < 所有期間 ≤ 5年	35%		
所有期間 > 5年	20%	所有期間 > 2年	35%
非自発的取引、自己所有土地で他の営利事業と共同で建築し、及び法に基づき都市更新または老朽危険建物の改築に参加し、かつ保有期間が ≤ 5年	15%		

■ ミニマムタックス制度

営利事業が租税減免措置の適用を受けている場合、または証券もしくは先物取引で得た利益に対しては、ミニマムタックスを申告しなければなりません。2013年からは、営利事業が3年以上持っている株を売却して得た所得は同じく3年以上保持している株の損失を差し引いた後、差額がプラスになるものは、その額の半分は当年度の証券取引所得に計算されます。ただし、台湾に固定の運営場所および事業代理人がない営利事業の場合、ミニマムタックス制度は適用しません。

基本税額の計算方式

$$\text{基本税額} = [(\text{所得税法で算出された課税所得額} + \text{各種減免税対象の所得額}) - 50\text{万円}] \times 12\%$$



個人総合所得税

■ 居住者に対する課税方法

台湾国内に住所を有しかつ常時居住する個人、または台湾国内に住所を有しないが、1課税年度内に台湾国内に合計183日以上居留していた者は、次年度の5月1日から5月31日（休日の場合は順延）までに前年度総合所得税の確定申告をしなければならず、また配偶者および扶養親族の所得、免税額および控除額も合算申告する必要があります。

2022年度総合所得税速算公式

所得額区分(元)	税率	累進差額(元)
0~560,000	5%	0
560,001~1,260,000	12%	39,200
1,260,001~2,520,000	20%	140,000
2,520,001~4,720,000	30%	392,000
4,720,001~以上	40%	864,000

註：新規総合所得税の最高税率段階は40%とする。

■ 株式配当所得課税の新制度

2018年1月1日より施行された株式配当所得課税の新制度では、個人居住者が株式配当金または剰余金を得た場合、総所得金額と合算して累進税率を適用し、株式配当所得金額の8.5%で控除可能な税額を計算するか（各申告単位ごとに8万新台湾元が上限）、または28%の税率で分離して税額を計算するかを選択できます。

■ 給与所得の計算方法

2019年1月1日より、個人居住者の給与所得計算は、給与収入から定額の給与所得特別控除額を差し引くか、3つの必要経費（業務用被服費、訓練費、業務用工具費）を申告する（各項目の控除可能額は給与収入の3%まで）かを選択できます。

■ 非居住者の課税方式

台湾に住所がなく、一課税年度において台湾居留期間が183日未満である場合は「非居住者」とみなされます。非居住者が源泉徴収の範囲に属する所得を得た場合、一定比率の税率（多くの場合は20%）の源泉徴収で納税を完了しなければなりません。源泉徴収の範囲に属さない所得がある場合は、自主申告により納税する必要があります。非居住者の一課税年度において台湾での居留期間が90日未満である場合、台湾で提供した労務について台湾国外の雇主から得た報酬は台湾源泉の所得とはみなされません。

■ 房地合一所得税制度

2016年1月1日より、房地合一課税所得税制度が実施され、個人取引で2016年1月1日以降に取得した土地・建物は、その取引の所得について分離課税となり、原則として保有期間が長いほど、適用される税率が低くなります。2021年6月30日以前の取引に適用される税率は下表のとおりです。

居住者		非居住者	
所有期間	税率	所有期間	税率
所有期間 ≤ 1年	45%	所有期間 ≤ 1年	45%
1年 < 所有期間 ≤ 2年	35%		
2年 < 所有期間 ≤ 10年	20%	所有期間 > 1年	35%
非自発的取引、自己所有土地で営利事業と共同で建築し、かつ保有期間が ≤ 2年	20%		
所有期間 > 10年	15%		
本人が住む家土地	10%		

2021年7月1日より、短期取引家屋・土地に対する高税率を適用する保有期間を延長するとともに、青田売り及びその敷地の売却、株式または出資額取引の形による家屋・土地の実質的な移転を課税対象とします。2021年7月1日以降の取引に適用される税率は下表のとおりです：

居住者		非居住者	
所有期間	税率	所有期間	税率
持有期間 ≤ 2年	45%	所有期間 ≤ 2年	45%
2年 < 所有期間 ≤ 5年	35%		
5年 < 所有期間 ≤ 10年	20%	所有期間 > 2年	35%
非自発的取引、自己所有土地で営利事業と共同で建築し、及び法に基づき都市更新または老朽危険建物の改築に参加し、かつ保有期間が ≤ 5年	20%		
所有期間 > 10年	15%		
本人が住む家土地	10%		

■ ミニмумタックス制度

投資税額控除を受けられる、海外所得がある、または加算すべき各種税減免額がある個人居住者は、基本所得額に含め、670万新台湾元を控除した後、課される基本税額を計算する必要があります。個人が非居住者である、または居住者であるが上記の基本所得額に含める項目がない場合、ミニмумタックス制度は適用されません。

租税協定

「所得税法」により、台湾国内に居住しない個人及び台湾国内に固定営業場所を持たない営利事業者の台湾源泉の株式配当金、利息、ロイヤルティーについてはそれぞれ21%、15%（または20%）、20%の所得税が源泉徴収されます。

台湾は現在、32ヶ国と租税協定を締結し、発効しています。配当金、利息、ロイヤルティーの源泉徴収率は右記の通りです。

営業税

台湾国内における物品または労務の販売及び物品を輸入する行為は、すべて規定に基づき営業税が課されます。また台湾国内に固定営業場所を持たない外資企業が一年以内において台湾国内で展示会への参加或いは出張、視察、市場調査、企業誘致や販売説明会等のビジネス活動において、物品または労務を購入して支払った付加価値型営業税については、母国と台湾の相互に同等の待遇を受けられる関係にある場合、税金の還付を申請することができます。

付加価値型営業税	企業の各段階に置ける販売行為において、売上税額が仕入れ税額を超える差額部分に対する課税。ゼロ税率適用及び免税項目以外は、現行の付加価値型営業税を適用し、その税率は5%とする。
非付加価値型営業税	徴収範囲は金融業、特殊飲食業、小規模営業者及び財政部の規定する売上高の申告が免除されている営業者などを含んでおり、売上高総額に基づき課税される。売上税額は控除できない。売上高から算出する営業税の税率は、最高25%で最低0.1%。ただし一部の業種は規定により付加価値型営業税への変更を申請することができる。

特種貨物および労務税

「特種貨物および労務税条例」に規定がある特殊貨物および特殊労務については、台湾における販売、生産、または海外からの輸入であるかにかかわらず、別途法に規定のある場合を除き、10%の特別貨物および労務税を徴収しなければなりません（特殊物品が不動産に属する部分は2016年1月1日から徴収を停止）。

貨物税（物品税）

「貨物税条例」で定められた貨物は、国産品・輸入品を問わず、法律に別途規定があるものを除いて、全て本条例に準じて貨物税が徴収されます。これは物品の種類によって適用される税率が異なります。

基本所得額＝総合所得の純額＋海外所得（100万新台湾元未満の場合は計上を免除）＋受益者と被保険者が異なる生命保険および年金保険給付（全世界全年の死亡給付合計が3,330万新台湾元以下の部分は計上を免除）＋未上場・非上場かつ上場店頭準備登録会社（興櫃公司）に未登録（一定の条件を満たすハイリスクな国内スタートアップ企業を除く）の株式とプライベートファンド受益証券等の取引所得＋非現金寄付金額＋公告された計上すべき総合所得税減免額＋分離課税の対象となる株式配当金または剰余金

基本税額＝（基本所得額－670万元）×20%

国別	項目		
	配当金 (%)	利息 (%)	ロイヤルティー (%)
租税協定未締結の国	20	15,20	20
ヨーロッパ			
オーストリア	10	10	10
ベルギー	10	10	10
チェコ	10	10	5,10
デンマーク	10	10	10
フランス	10	10	10
ドイツ	10,15	10,15	10
ハンガリー	10	10	10
イタリア	10	10	10
ルクセンブルグ	10,15	10,15	10
北マケドニア (旧「マケドニア」)	10	10	10
オランダ	10	10	10
ポーランド	10	10	3,10
スロバキア	10	10	5,10
スウェーデン	10	10	10
スイス	10,15	10	10
イギリス	10	10	10
アジア			
インド	12.5	10	10
インドネシア	10	10	10
イスラエル	10	7,10	10
マレーシア	12.5	10	10
シンガポール	40 (See Note)	Undecided	15
タイ	5,10	10,15	10
ベトナム	15	10	15
日本	10	10	10
サウジアラビア	12.5	10	4,10
オセアニア			
オーストラリア	10,15	10	12.5
キリバス	10	10	10
ニュージーランド	15	10	10
アメリカ大陸			
カナダ	10,15	10	10
パラグアイ	5	10	10
アフリカ			
ガンビア	10	10	10
セネガル	10	15	12.5
南アフリカ	5,15	10	10
エスワティニ	10	10	10

出所：財政部国際財政司

註：株式配当金の税額は、株式配当金を給付する企業の納付すべき営利事業所得税と合わせて、株式配当金を分配する企業の課税所得額の40%を超えてはならない。「納付すべき営利事業所得税」には、経済発展の促進を目的として制定された法律に基づいて減免される営利事業所得税を含む。

関税

現在、輸入貨物の価格評価及び税率の分類を含む台湾の関税システムは、WTOの関税評価協定及び世界税関機構（World Customs Organization, WCO）の「商品の名称および分類についての統一システムに関する国際条約」（略称HS条約）などの規定に基づいています。台湾の関税は、従価税を主とし、従量税及び従価・従量選択税で補完しています。従価税が課される輸入貨物の課税価格の決定は、取引価格を原則としています。取引価格とは、輸入貨物が輸出国から台湾に販売される過程で、実際に支払ったまたは支払われるべき価格を指します。

たばこ税、酒税

たばこ税・酒税は国内生産出荷時或いは海外からの輸入時に徴収します。また、たばこ製品は他に健康福利付加税を徴収します。

遺産相続税及び贈与税

定期的に台湾内に居住している国民で死亡時に財産を残した者は、その台湾国内外の全遺産及び贈与した財産について、遺産相続税及び贈与税が徴収されます。非定期的に台湾国内に居住している台湾国民及び台湾国民でない者は、その台湾内の遺産および贈与した財産にのみ、遺産相続税および贈与税が徴収されます。

被相続人が死亡して財産が遺された場合、納税義務者は被相続人が死亡した日から6ヶ月以内に遺産税の申告を行う必要があります。

被相続人の遺産税免税額は1,200万新台湾元です（2022年1月1日より1,333万元）。また、被相続人の台湾国内での投資が、「華僑回国投資其経審定之投資額課徴遺産税優待辦法（認可された華僑帰国投資額の相続税徴収における優遇規則）」の規定を満たす場合、遺産のうち審査認定を経た投資額部分については、遺産および贈与税法が定める評価額に基づいてその半分を控除額とし、遺産税が免除されます。

相続税

遺産純額（新台湾元）	税率	累進差額（新台湾元）
50,000,000以下	10%	0
50,000,001-100,000,000	15%	2,500,000
100,000,001以上	20%	7,500,000

贈与税の納税義務者は贈与者になります。贈与者一人当たりの毎年の免税額は220万新台湾元です（2022年1月1日より244万元）。免税額を超過する贈与行為が発生した後30日以内に贈与税の申告を行う必要があります。

贈与税

課税贈与純額（新台湾元）	税率	累進差額（新台湾元）
25,000,000以下	10%	0
25,000,001-50,000,000	15%	1,250,000
50,000,001以上	20%	3,750,000

証券取引税

企業の発行する株券、企業債権、政府の許可を得て募集されたその他の有価証券を売買した場合、規定に従って有価証券を売却した人には、いずれも当該取引成立価格に基づいて証券取引税が課されます。

ストック取引税

台湾国内の先物取引所において先物取引を行った場合、売買双方の取引者に先物取引税が課されます。

地方税の紹介

税別	説明
地価税	台湾で地価が公示された土地は全て、法律の規定により田賦（土地税／現在は課税停止）を徴収されるほか、地価税も徴収されなければならない。
土地増値税	台湾で地価が規定されている土地の所有権が移転される際、その値上り総額に基づいて土地増値税が徴収される。
家屋税	家屋税は、中華民国（台湾）の土地の上にある家屋、およびその家屋の使用価値増加にかかわる建築物を対象に課税徴収される。
契約税	不動産の売買、抵当権設定、交換、贈与、分割あるいは占有による所得権取得者は、契約税を申告・納付しなければならない。
印紙税	「印紙税法」が定める各種証券で、中華民国（台湾）領内で作成された物は、同法に従って印紙税が課税徴収される。 多国間で作成された文書の場合、いずれかの契約国が中華民国（台湾）領内で契約締結した時には、法律に従って印紙税が課税徴収される。
鑑札使用税	台湾で公共の水・陸道路を使用する交通手段については、公用、自家用または軍用を問わず、すべてその他の関連する法律に基づき、許可を取得し、手数料を納付する場合を除き、すべて鑑札使用税が課される。
娯楽税	台湾で特定娯楽営業所、娯楽施設或いは娯楽活動で販売された入場券に娯楽施設使用税が課される。もし入場券を販売せず、ほかに飲料品もしくは娯楽施設を提供した場合は消費額で娯楽税が課される。

出所：財政部税賦署 (<http://www.dot.gov.tw>)

優遇措置 有利なインセンティブ

国内外の投資者による台湾での投資を奨励するため、さまざまな優遇措置を提供し、企業の研究開発支出に対して所得税の減免と研究開発補助等を提供します。また、サイエンスパーク、科学技術産業パーク、農業テクノロジーパーク、フリー・トレード・ゾーン（自由貿易港区、FTZ）を設置し、投資に有利な条件により、企業の運営コストを低減させます。

租税優遇措置

サイエンスパークの事業、科学技術産業パーク内の事業、農業テクノロジーパーク内の事業、保税工場、保税倉庫、物流センター、フリー・トレード・ゾーン（自由貿易港区、FTZ）事業等には、下記の租税インセンティブがあります。

間接租税インセンティブ	科学技術産業パーク	サイエンスパーク	農業テクノロジーパーク	保税工場	保税倉庫	物流センター	フリー・トレード・ゾーン
国外からの輸入原料、機械設備		〈徴収免除〉 輸入関税 貨物税（物品税） 営業税 貿易推進サービス料			〈徴収免除〉 輸入関税 貨物税（物品税） 営業税 たばこ税・酒税 たばこ製品健康福利付加税 貿易推進サービス料 商業港サービス料		-
運営のために国外から輸入する商品							免徴 〈徴収免除〉 関税 貨物税（物品税） 営業税 貿易推進サービス料 商業港サービス料 たばこ・酒税 たばこ健康福祉追徴金 (準備期間にも適用)
国外から輸入の燃料、材料、半製品		〈徴収免除〉 輸入関税 貨物税（物品税） 営業税 貿易推進サービス料			〈徴収免除〉 輸入関税 貨物税（物品税） 営業税 貿易推進サービス料 商業港サービス料		-
国外から輸入する自用機械と設備		〈徴収免除〉 輸入関税 貨物税（物品税） 営業税 貿易推進サービス料		〈徴収免除〉 輸入関税 貨物税（物品税） 営業税 貿易推進サービス料			免徴〈徴収免除〉 関税・貨物税・営業税・貿易推進サービス料・商業港サービス料免除（準備期間にも適用）
物品/労働力の国外輸出							営業税ゼロ税率かつ貨物税（物品税）免除
課税地域から購入した原材料、燃料、半製品、機械設備							営業税ゼロ税率かつ貨物税（物品税）免除
営利事業（中華民国内で準備または補助の性質の活動に従事する者に限る）のフリー・トレード・ゾーン（自由貿易港区、FTZ）内における物品の調達、輸入、保管または輸送							物品販売の所得に対する営利事業所得税の免除

その他優遇

類別	優恵説明
研究發展	<p>「産業革新条例」第10条の規定に基づき、会社、有限責任事業組合または中小企業のイノベーション研究開発投資に対する奨励として、最近3年以内に環境保護、労働者、食品安全衛生に関連する重大な法律違反行為がない会社や有限責任事業組合が研究開発投資のために支出した場合、「支出金額の15%、当年度」または「支出金額の10%、3年以内」のいずれかの方法で営利事業所得税の納付額を当年度の納付すべき営利事業所得税の30%を上限として減免する。</p> <p>台湾の個人、会社または有限責任事業組合が、自ら研究開発して所有する知的財産権の譲渡または授権したことにより、取得した収益の範囲内において、当年度の研究開発に関する支出額の200%相当額を、当該年度の課税所得額から控除できる。本項の倍額控除と前項の投資控除の規定はいずれかを選択して適用する。</p>
バイオテクノロジー 新薬産業	<p>バイオ医薬品会社は研究開発に対する支出の25%を上限として、営利事業所得税を納めなければならない年より起算して5年以内の期間、各年度の納めるべき営利事業所得税額から控除することができる。かつ当該バイオ医薬品会社の当年度における納めるべき営利事業所得税額の50%を上限として控除できる。ただし、最終年度の控除金額はその限りではない。</p> <p>バイオ医薬品会社が生産・製造に使用する新しい機械、設備、システムに投資し、その支出金額が同一課税年度内で合計1,000万新台湾ドル以上、10億新台湾ドル以下の場合、「控除率5%、控除期間1年」または「控除率3%、控除期間3年」のいずれかを選択する方法で、営利事業所得税を納めなければならない年から、当該会社が当年度に納付すべき営利事業所得税の30%を上限として、納付すべき営利事業所得税額から控除することができる。</p> <p>営利事業がバイオ新薬会社の新規設立または拡張に投資し、3年以上当該会社の記名株主となった場合、その投資額の20%を上限として、営利事業所得税を納めなければならない年より起算して5年以内の期間、当該会社が当年度に納付すべき営利事業所得税の50%を上限として、各年度の納めるべき営利事業所得税から控除することができる。</p> <p>個人が一定の設立年数を満たす未上場または非上場のバイオ医薬品会社に投資し、かつ同一会社への投資金額が100万新台湾ドルに達し、株式保有が3年に達した場合、投資金額の50%を上限として、保有期間が3年を満了した当年度から2年間、総合所得総額から控除できる。毎年の控除額は500万新台湾ドルを上限とする。</p> <p>バイオ医薬品会社のハイレベル専門員が報酬として取得した、および技術投資家が技術を対価として取得した当該会社の新規発行株式または当該会社のストックオプション証明書を保有して購入・取得した株式（購入価格が額面価格を下回ること）については、実際の譲渡時に、譲渡価格に応じて所得税を計算することを選択できる。また、ハイレベル専門員または個人の技術投資家が株式を保有しており、かつ勤務の継続または技術応用関連サービスの提供が2年に達した場合、「取得時の時価または価格」または「実際の譲渡価格」のうちいずれか金額が少ない方を対象として、課税を受けることができる。</p>
インフラ建設への参加	<p>民間機構が大型公共事業へ参加した場合、営利事業所得税の5年間免除、投資控除、国内で製造供給されていない建設機械の輸入に対する輸入関税の免除が適用できる。</p> <p>重大なインフラ建設に参加する民間機構が建設、運営期間において直接使用する不動産に課される地価税、家屋税、不動産取得時に課される契約税には、減免を適用できる。</p>
国家戦略重点文化クリエイティブ産業	<p>会社および有限責任事業組合が、行政院の認定を受けた国家戦略重点文化クリエイティブ産業で、一定の条件を満たす文化クリエイティブ会社、有限責任事業組合またはプロジェクトに現金で投資して2年に達した場合、その投資金額の20%を上限として、営利事業所得税を納めなければならない年より起算して5年間、各年度の納めるべき営利事業所得税から控除することができる。</p> <p>個人が、行政院の認定を受けた国家戦略重点文化クリエイティブ産業で、一定の条件を満たす国内の高リスクスタートアップ事業、および行政院国家發展基金が共同投資するプロジェクトに現金で投資し、かつ同一会社または事業への当年度の投資金額が50万新台湾ドルに達し、投資が2年に達した場合、投資金額の50%を上限として、保有期間が2年を満了した当年度の個人総合所得総額から控除できる。</p>
観光産業	<p>会社組織による観光産業は、国際観光の振興プロモーション関連の費用支出額の10~20%を限度として、当該年度に納めるべき営利事業所得税を控除ことができ、当年度内に控除ができない場合はその後4年以内に控除することが出来る。毎年の控除額は当年度の営利事業所得税額の50%を上限として控除できる。ただし、最終年度の控除金額はその限りではない。</p> <p>観光・レジャー業、観光旅館業および旅行業は、観光政策に対応し、サービス品質を高め、中央管轄官庁の承認を受けた場合、その運営期間中、自社利用する不動産の地価税、家屋税を適切に減免できる。</p>
映画製作業	<p>営利事業が、一定規模の映画製作業の設立または拡大のために投資を行った場合、設立時の発行株または映画作成業が映画を作成するにあたって発行した記名株式を3年間所持した場合、当該株式の取得に際して支払った金額の20%を限度として、当該映画製作業の記名株式の株主となった年の第4年度から第5年度までの間の隔年の営利事業所得税額から控除することができる。</p> <p>電影法第7条の規定に基づき、当該投資の租税控除奨励優遇措置の実施期間は修正が施行された日（2015年6月12日）から10年間であり、満了日は2025年6月11日となる。</p>
国外企業に支払う 使用料の所得免除	<p>所得税法第4条第21号に基づき、国外から導入する新製造技術または製品、あるいは製品の品質向上または製造原価の低減のために、外国営利事業が所有する特許権、商標権または各種特別許可を得た権利を使用する場合、政府の所轄機関の認可を受けたものについては、当該外国営利事業に支払うロイヤルティにかかる所得税が免除される。</p>
特定貨物輸入租税優遇措置	<p>税関輸入税則の追加規定を満たす特定貨物の輸入（例：工場管理規定を満たす太陽光電モジュール製造業が、第85章、第32章、第39章または第70章に帰属する太陽光電モジュール専用のジャンクションボックス、シリコン、パッケージ材料またはガラスを輸入する場合）において、主管機関の証明を取得した場合、輸入関税免除の優遇措置を受けることができる。</p>

類別	優恵説明
<p>新都市の開発</p>	<p>「股份有限公司」(株式会社)の新都市への建設投資は、その投資総額の20%を限度として、当該年度に納めるべき営利事業所得税を控除することができ、当年度内に控除ができない場合はその後4年以内に控除することが出来る。新都市土地計画整理完成より第6年から第10年の間に投資建設をした場合は、優遇控除額は半額となり、11年目から優遇はない。</p>
	<p>租税減免適用地区に定められており、かつ業務内容が新都市の発展に有利な産業に該当する「股份有限公司」(株式会社)は、業務開始後、その投資20%を限度として、当年度に納めるべき営利事業所得税を控除することができ、当年度内に控除ができない場合はその後4年以内に控除することが出来る。地区の制定より第6年から第10年の間に投資建設をした場合は、優遇控除額は半額となり、11年目から優遇はない。</p>
	<p>株式会社が計画都市建設に投資する場合、施工期間の地価税を免除する。</p>
<p>都市再開発</p>	<p>実施者が「股份有限公司」(株式会社)組織の都市再開発事業部門であり、所轄機関により都市再開発を実施すべきと定められたまたは変更された地区で都市再開発事業に投資する場合、その投資総額の20%を限度として、当該都市再開発事業計画完了年度に納めるべき営利事業所得税を税額控除することができ、当年度内に控除しきれない場合、その後4年以内に控除することができる。毎年の控除総額は当該会社が当年度納めるべき営利事業所得税額の50%を上限とする。ただし、最終年度の控除金額はこの限りではない。</p>
	<p>都市更新条例の規定により所轄機関または同意を経たその他機関(機構)が自ら実施する事業で、公開募集を経て股份有限公司(株式会社)が資金提供と都市再開発事業実施のサポートを行い、都市再開発事業計画書または権利変換計画書に権限責任委譲及び都市再開発事業実施サポートの内容が明確に記載されている場合、当該会社は都市再開発事業実施の支出について上述の投資控除の規定を準用することができる</p>
<p>社員報酬株式</p>	<p>産業革新条例第19条の1の規定に基づき、企業の従業員が報酬として株式の基本給付(報酬として社員に給付された株式、社員が現金で買い取った株式、企業が外部から買い戻して社員に支給した株式、社員の株式引き受け権証書、社員のみでの買い取りとする新株式等)を取得した年度において、時価500万円の限度額内で、実際の譲渡時、実際の譲渡価格により所得税を計算することを選択できる。また、株式取得日より、社員が当該株式を所有し、かつ同企業に2年以上勤務している場合、「取得時の市場価格」または「実際の譲渡価格」のうちいずれか金額が少ない方を対象として課税を計画できる。</p>
<p>知的財産権を対価とする株式取得</p>	<p>産業革新条例第12条の1の規定に基づき、台湾の個人、会社または有限責任事業組合は、知的財産権を対価として会社の株式を取得できる。投資する会社が上場・店頭会社または上場店頭準備登録会社(興櫃公司)であるかに関わらず、実際の譲渡時、譲渡価格によって所得税額を計算することを選択できる。株式を保有し、かつ株式発行会社の知的財産権の応用に関する役務の提供を累積して2年間行った者については、「株式取得価格と実際の譲渡価格」のいずれか低い方に課税する規定が適用される。</p>
	<p>産業革新条例第12条の2の規定に基づき、台湾の学術研究機関が自ら研究開発して所有する知的財産権を対価として会社の株式を取得し、台湾の創作者に分配した場合、当該創作者は実際の譲渡時、譲渡価格によって所得税額を計算することを選択できる。株式を保有し、かつ台湾国内において産業、学術または研究機関に勤務し、研究開発に累積して2年間従事した者については、「株式取得価格と株式譲渡価格」のいずれか低い方に課税する規定が適用される。</p>
	<p>中小企業や個人が知的財産権を対価として、上場、店頭取引市場、興櫃市場の会社以外の会社の発行した株式を取得した場合、当年度の課税所得額に計上しなくてもよく、譲渡の際、実際の譲渡価格に基づいて所得額を計算する。</p>
<p>有限責任事業組合のベンチャーキャピタル事業はバスル一課税</p>	<p>産業革新条例第23条の1の規定に基づき、要件を満たす有限責任事業組合が組織するベンチャーキャピタルは、その適用期間、営利事業所得税が課されない。当年度の所得区分は証券取引による営利所得、及び証券取引以外の営利所得とする。定められた比率により各パートナーに分配された利益は、所得税法の定めに基づいて当年度の課税所得として計上する。そのうち、個人及び外国の営利事業パートナーが証券取引による営利所得から取得した部分は免税の対象となる。</p>
<p>エンジェル投資者の税優遇</p>	<p>産業革新条例第23条の2の規定に基づき、個人が設立2年未満のハイリスクベンチャー企業に投資し、かつ同一会社への投資金額が100万円、株式保有が2年に達した場合、投資金額の50%を限度として総合所得総額から控除できる。毎年の控除額は300万円を限度とする。</p>
<p>スマート機械または第5世代移動通信システムの投資控除</p>	<p>2019年1月1日から2024年12月31日までの間にスマートマシンもしくは第5世代移動通信システムに投資した、または2022年1月1日から2024年12月31日までの間にサイバーセキュリティ製品・サービスに投資した会社もしくは有限責任事業組合で、同一課税年度の支出総額が100万円以上10億元以内の場合、「控除率5%、当年度に控除を完了」または「控除率3%、当年度から3年以内に控除を完了」のいずれかの方法で、当年度に納付すべき営利事業所得税の30%を上限として営利事業所得税の納付額から控除することができる。</p>
<p>グローバルなサプライチェーンで重要な位置づけを占める会社によるプロスペクティブな研究開発および先進プロセス設備への投資</p>	<p>台湾で技術革新を行っており、かつグローバルなサプライチェーンで重要な位置づけを占める会社で、一定の要件を満たす場合、プロスペクティブな革新的研究開発への投資に支出した金額の25%、および自社で先進プロセスに使用する新しい機器または設備の購入に支出した金額の5%を、当年度の納めるべき営利事業所得税から控除することができる。ただし、当年度の納めるべき営利事業所得税の30%を上限とする。</p>
<p>内部留保の再投資奨励</p>	<p>産業革新条例第23条の3の規定に基づき、未分配利益(繰越利益剰余金)に対する営利事業所得税の追加徴収申告が実施された2018年度から、未分配利益を実質的に投資した会社または有限責任事業組合は、その投資金額を未分配利益控除項目に記載でき、これにより5%の営利事業所得税の追加徴収が免除される。</p>
<p>外国特定専門職人材の租税優遇</p>	<p>専門職に従事し、かつ一定条件を満たす外国特定専門職人材は、初めて台湾での居留が183日に達し、かつ給与所得が300万新台湾元を超過する課税年度から5年間、その台湾での居留が183日に達した各課税年度の給与所得が300万新台湾元を超過した部分の金額の半分を免税とし、かつその海外所得について基本税額が免除される。</p>

土地の賃貸・販売の優遇

■ 工業区における土地優遇措置

「工業区の土地賃貸優遇計画」は「賃貸を優先する」ことを原則として、経済部が管轄する開発中の工業区または産業パーク（彰化浜海、雲林離島、雲林科技、嘉義中埔、嘉義水上、台南新市および北高雄等のパーク）で計画されており、最初の2年間は賃料免除の優遇措置を提供します。公告されている賃貸規約の規定するスケジュールに従い、まず2年分の賃料を前納し、さらに現金、銀行保証書、銀行の譲渡性預金証書で抵当権を設定する必要があります。賃借から2年以内に承認された計画に基づき使用を完了する場合、最初の2年間は土地賃料免除の優遇措置を受けることができます。現金で納付した2年分の賃料については、申請により無利息での返還を受けるか、将来の賃料に充当することができます。前述の使用の完了については、公告されている賃貸規約の規定に基づき、建ぺい率が申告した賃借土地面積の30%未満でなく、屋根面積の50%に太陽光発電設備が設置されることを認定基準とします。

■ サイエンスパーク賃料優遇措置

サイエンスパークはハイレベルの技術産業発展を促進するために開発され、パーク内の土地が賃貸のみで売却されず、各パーク内土地賃貸費用が土地賃料に公共建設費用を加えて計算・徴収されます。そのうち、土地賃料は各パークの土地公示地価に年間賃料率を乗じて計算され、かつ県・市政府が2年毎に行う地価公示更新時に合わせて調整されます。ただし、公示地価の激しい変動により、パーク内土地賃料の調整幅が業者の財務計画予測を上回り、その運営に影響する状況を回避するため、その上げ幅は公示地価の10%を上限とすると規定されています。また、公共建設費用は、管理局が実際に各パークの公共建設に投入した開発コストを20年に分割して徴収され、各公共建設費の徴収がすでに満20年となった場合、差し引かれて徴収されないとします。

■ 科学技術産業パークの土地および管理費に関する優遇措置

一、科学技術産業パークに質の高い投資環境を作る一パーク内老朽化空間の再興計画

(一) 賃料優遇：

土地賃料006688優遇措置を提供：老朽化した工場建物の解体許可証を申請し解体した後で再建築する場合は、建築許可証の申請着工日より、土地賃料を前2年間は免除、3・4年目は40%、5・6年目は20%免除する。

(二) 適用対象：

本計画の優遇措置が適用される対象は、前鎮、楠梓、潭子等3か所のパーク内の土地で、下記の条件のうちいずれかを満たしているものとする。

- パーク内の業者が老朽化した建築物の解体と再建築に参加する。
- 公有・民営事業が老朽化建築物の解体と再建築に参加し、新規建築物の建設に投資する。
- パーク内の業者がすでに解体が完了した場所の再建築を引き継ぐ場合、ただし、建築物が未完成で、かつ土地賃料優遇措置の適用を受けたことがない。
- 購入した老朽化建築物がすでに解体されているが、まだ再建築されておらず、かつその土地が土地賃料の優遇措置を受けたことがない。

(三) 期間：

2019年1月1日から2024年12月31日まで。(計6年)



二、高雄ソフトウェアパークの優遇措置

地代優遇措置	措置内容
パーク内事業 (土地賃貸、自己建築) 555 優遇措置 6688 優遇措置	建築期間内の地代は 50%割引、期限は三年を限度とし、各土地に対して一度のみ適用可能。
	運営の初期段階においては 6688 地代優遇措置を適用、各土地に対して一度のみ適用可能。
	第 1、2 年目は 40%、第 3、4 年目は 20%を差し引き、第五年目から割引は適用されず、定価となる。
パーク内事業 (開発事業者より建築物を購入した場合) 6688 優遇措置	運営初期においては 6688 地代優遇措置を適用、各土地に対して一度のみ適用可能。
	第 1、2 年目は 40%、第 3、4 年目は 20%を差し引き、第五年目から割引は適用されない。

パーク内の事業が前述の地代優遇を受けたのち直ちに土地の賃貸を終了することを避けるため、賃貸期間に関する規定を設ける。高雄ソフトウェアサイエンスパークの借地期限は最低でも6年を下回ってはならない。

三、台中ソフトウェアサイエンスパーク優遇措置

地代優遇措置	措置内容
開発業者 555 優遇措置	建築期間内の地代は 50%割引、期限は三年を限度とし、各土地に対して一度のみ適用可能。
	当該区内におけるはじめの事業者が建築物に入所した日（当該区内における事業者が国税局の税籍登記を行った日を基準とする）より前項の割引は適用されず、地代は定価となる。
パーク内事業 (開発事業者より建築物を購入した場合) 6688 優遇措置	運営の初期段階においては 6688 地代優遇措置を適用、各土地に対して一度のみ適用可能。
	第 1、2 年目は 40%、第 3、4 年目は 20%を差し引き、第五年目から割引は適用されず、定価となる。
パーク内事業 (土地賃貸、自己建築) 006688 優遇措置	建築と運営の初期段階においては 006688 地代優遇措置を適用、各土地に対して一度のみ適用可能。
	第 1、2 年目は地代免除、第 3、4 年目は 40%、第 5、6 年目は 20%を差し引き、第 7 年目からは定価となる。
園区管理費 (2021 年 12 月 31 日以前に台中パーク内への入園が許可された事業者)	前 2 年の管理費は 40%割引。
	第 3、4 年目の管理費は 20%割引。
	第 5 年から定価。

資料出所：經濟部産業パーク管理局 <http://www.epza.gov.tw>

政府の低利息融資

- ◆ 農業バイオテクノロジーパーク入居業者優遇融資：入居者による工場または関連施設・設備の建設または購入、及び運転資金等に、8,000万新台幣元を上限として融資を提供します。そのうち、運転資金の最高貸付額は1,000万新台幣元となります。ただし、農業バイオテクノロジーパーク内における工場建設の資本支出で、行政院農業委員会がプロジェクトに同意した場合、この限りではありません。
- ◆ 農民組合および農業企業販売経営、研究開発創新融資：農業政策に協力している農民組織および農業企業が、その生産品を販売、経営、または研究開発するための資金を融資します。最高融資額は5,000万新台幣元です。
- ◆ 機械設備補強融資：自動化設備の購入を主な目的とした融資で、汚染防止設備および省エネ設備などに対する投資計画を主な対象としたものです。核計画ごとの融資限度額は当該計画の総コストの80%を超えず、また一申請者に対しての総融資額は4億新台幣元を超えません。汚染防止設備に対する投資計画に対する融資は最高で10億新台幣元となります。

研究開発の補助

サイエンスパーク管理局は、サイエンスパークの科学企業が異業種や学術研究機関と連携し、共同で革新的な技術開発に従事することを促すため、「サイエンスパーク新興技術応用計画」を推進しています。これにより、パーク内の科学企業の間分野横断的な技術協力を奨励し、学術界の研究開発機関と連携して、共同で新興技術の研究開発に取り組むことで、産業チェーンの統合を強化するとともに、パーク内の企業が国際市場に足並みを揃え、国の産業競争力を高める支援をしています。本計画に関連する助成措置は、以下のとおりです。

サイエンスパーク新興技術応用計画に関連する助成措置

項目	説明
助成対象	申請機関、学術研究機関、その他企業を含み、申請機関が代表して申請を提出する。
	申請機関：「サイエンスパーク設置管理条例」第4条の規定に基づき、認可を受けてパークに入居した後、会社設立登記を完了しており、かつ財務的に健全なパークの科学企業を指す（学術研究機関と協力して計画を共同で提案する必要がある）。
	学術研究機関：国家科学及び技術委員会（国科会）により国科会研究計画の助成対象として認められ、かつ申請機関と協力して計画に参加しており、その代表者と共同代表者が「国家科学及び技術委員会のテーマ研究補助計画作業要点」第3点の規定を満たしている必要がある。
	その他企業：台湾の関連する法律に基づいて設立・登記され、かつ財務的に健全な単独資本、共同資本、有限責任事業組合および公司、または在台支社の設立・登記を行い、かつ中華民国の域内で営業しており、財務的に健全な外国企業を指す。
助成する経費	申請機関は研究開発のニーズに応じて、その他企業と共同で革新技術の研究開発に従事することができ、助成する経費の総額は各年度につき1,000万新台幣ドルを上限とし、かつ申請した計画経費総額の50%を超過してはならず、不足部分は申請機関とその他企業が自己資金で対処する。
	学術研究機関の助成金は助成総額の30%未満であってはならず、その他企業の助成金は助成総額の20%を超えてはならない。
実施期間	計画の実施期間は1年とし、必要時は2年目の計画を申請でき、年毎に契約書を交わす。

竹科管理局の各研究発展補助計画の詳細は、管理局のウェブサイト／廠商服務（企業向けサービス）／研發及人培（研究開発と人材育成）／創新研發（革新的研究開発）の項目下で確認できます。

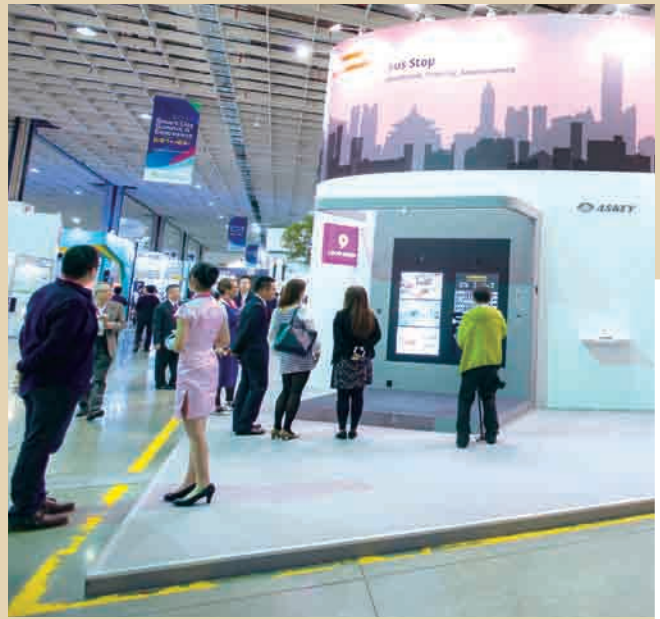
<https://www.sipa.gov.tw/index.jsp>

中科管理局の各研究発展補助計画の詳細は、管理局のウェブサイト／廠商服務（企業向けサービス）／投資引進（投資誘致）／112年度産学計畫申請（2022年度産学計畫申請）の項目下で確認できます。

https://www.ctsp.gov.tw/chinese/01-News/03-custom_view.aspx?v=1&fr=1045&no=1198&sn=620

南科管理局の各研究発展補助計画の詳細は、管理局のウェブサイト／廠商服務（企業向けサービス）／園區獎補助計畫（パーク賞補助計画）の項目下で確認できます。

<https://www.stsp.gov.tw/web/WEB/Jsp/Page/cindex.jsp?frontTarget=DEFAULT&thisRootID=463>



經濟部技術處各研究發展補助プログラムの詳細内容は、以下のウェブサイトをご覧ください：
A+企業創新研究開発淬煉プログラム (AIIP)

<http://aiip.tdp.org.tw/index.php>

行政院農業委員會農業業界テクノロジープロジェクトの詳細内容は、以下のウェブサイトをご覧ください：
農業テクノロジープロジェクトサービスサイト (AGTECH)

<https://agtech.coa.gov.tw/>

行政院農業委員會による科学技術農業企業支援の各種リソースは、以下のウェブサイトをご覧ください：
科学技術農業企業アドバイザーサービスセンター

<http://agr-consulting.atri.org.tw/index.php>

政府による投資

産業の構造転換と高度化を加速するために、国家発展基金は「スマートマシン」、「アジア・シリコンバレー」、「グリーンエネルギーテクノロジー」、「バイオメディカル産業」、「防衛産業」、「新農業」、「循環経済」の5+2産業イノベーション計画に投資しており、政府の持株全体が投資先事業の払込資本金の49%を超えないことを原則としています。国家発展基金はまた、中小企業、文化クリエイティブ産業、戦略的サービス業、戦略的製造業へ各100億新台幣元、総額で400億新台幣元の投資を行います。投資を行う際の株式比率は、政府の持株全体が投資先事業の払込資本金の49%を超えず、また専門の管理会社または民間投資家と共同で投資を行うことを原則とします。このほか、国家発展基金はベンチャー起業に必要な資金をサポートする「起業家エンジェル投資プログラム」を実施しており、予算50億元を確保して、エンジェル投資家と共同で投資し、ベンチャービジネスに多角的な資金チャネルを提供します。



優遇措置関連は台湾投資入口網 (<http://investtaiwan.nat.gov.tw/>) の投資奨励サイトへ。

投資拠点 無限の潜在能力

台湾には現在、237ヶ所の一般工業団地、10ヶ所の科学技術産業パーク、3ヶ所のサイエンスパーク、3ヶ所の農業テクノロジーパーク、4ヶ所の環境保護テクノロジーパーク、7ヶ所のフリー・トレード・ゾーン（自由貿易港区、FTZ）等があり、高品質で低コストな投資経営環境を提供しています。工業区と各種パークはすべて環境影響評価を獲得しており、パーク内で工場を設立する業者は環境保護面でのコスト低減が可能です。パーク内は既成の基礎インフラ建設、利便性の高い迅速な行政管理および各種の優遇措置（詳細内容は「奨励と優遇処置／有利なインセンティブ」を参照）を提供しているため、外国と本国企業が製造・研究開発および運営の本部を設立するにあたり、最良の選択肢となっています。

一般商業区

台湾は適切なビジネス経営環境を提供しており、土地コスト面では、オフィスビルの賃料は非常に低く、企業主は経費の節約が出来ます。

2018年第1期のA級オフィス平均市場賃料は、1坪あたり月額約2,711円で、空室率は約9.53%。台北市のA級オフィス賃貸市場は科学技術、バイオ技術、金融業を主な借主とし、多くが外資系企業でした。

第1期、B級オフィスの平均市場賃料は、月額1,751円で、空室率は約5.76%。通常のビジネスオフィスの賃借期間は2～3年で、毎年の賃料調整幅は3～5%。土地と建物面積は通常、坪を計算単位とします（約3.3m²）。賃料は月ごとに計算し、ビル管理費、清掃、光熱費は別途計算します。





一般工業区

一般工業区では主に事業者へ十分な工場用地を提供し、産業クラスターの経済効果を発揮し、工業が周辺環境に及ぼす悪影響を回避しています。現在台湾には214ヶ所の一般工業区があり、各産業の投資需要を満たすことができます。場所は各県・市に分布しており、工業区内の土地と工場は賃貸・販売することができます。その一部は土地優遇措置を受けることができます。「經濟部投資台湾事務所」は産業用地の需給マッチングの単一窓口であり (<http://investtaiwan.nat.gov.tw>)、産業発展署の案件を専門仲介業者に委託し、企業の土地マッチングを支援する (<http://idbpark.moeaidb.gov.tw>) とともに、「台湾工業用地供給・サービス情報ネット」を定期更新し、管轄する工業用地の供給情報を載せ、希望者がネット検索できるようにしています (<http://idbpark.moeaidb.gov.tw>) を支援します。また、「台湾工業用地供給・サービス情報ネット」を定期更新し、管轄する工業用地の供給情報を載せ、希望者がネット検索できるようにしています。

科学技術産業パーク

現在台湾には12ヶ所の産業パーク管理局、総面積は500ヘクタール弱となっています。それら産業パーク管理局は、高雄市や台中市、屏東県に分布しており、すべて保税地域となっています。産業パーク管理局内の用地は賃貸のみで、投資者は管理処から土地を賃借して、自社工場の建設または標準工場（産業パーク管理局内で用意された標準的な工場）を購入することができます。

各科学技術産業パークの土地賃借料は公告地価の2.24%～5%、土地の賃借期間は原則として10年ですが、個々のメーカーのニーズ（銀行借入など）に応じて最大20年まで延長することができます。賃借期間終了後に更新することも可能です。パーク内の企業は、公共施設建設費を20年間にわたって負担する必要があります。その費用は各輸出加工区によって異なります。平方メートルあたりの土地賃借料月額料金は約0.05～2.29米ドル、平方メートルあたりの公共設備月額料金は約0～0.71米ドルです。

地区	科学技術産業パーク	重点産業	タイプ
中部地区	台中潭子科学技術産業パーク	光学、エレクトロニクス産業	製造区
	台中港科学技術産業パーク	パネル、ディスプレイ関連産業、精密機器	製造区
	台中ソフトウェアパーク	ビッグデータ、人工知能、モノのインターネット、クラウドコンピューティング、文化クリエイティブ、ICT、システム統合等	ソフトウェア区
南部地区	高雄楠梓科学技術産業パーク	半導体パッケージング、テスト	製造区
	高雄楠梓科学技術産業パーク第2パーク	半導体パッケージング、テスト	製造区
	高雄輸出加工区	IC、LCD、LED、自動車部品	製造区
	高雄成功物流パーク	倉庫・運輸・物流	物流区
	高雄ソフトウェアパーク第二期	デジタルコンテンツ、情報ソフトなど、知識密集型産業	ソフトウェア区
	高雄臨広科学技術産業パーク	IC、LCD、LED、自動車部品	製造区
	屏東科学技術産業パーク	高値化の金属、水処理設備、モーター	製造区
	屏東科学技術産業パーク拡張エリア	機械設備製造業、自動車および部品製造業、金属製品製造業、電子部品製造業、電力設備および機器製造業、プラスチック製品製造業など	製造区

出所：經濟部産業パーク管理局 <http://www.epza.gov.tw>



フリー・トレード・ゾーン (自由貿易港区、FTZ)

現在台湾で運営しているフリー・トレード・ゾーンは合計6ヶ所の海港と1ヶ所の空港です。フリー・トレード・ゾーン内は貿易、倉庫、物流、コンテナ（貨物）集散、再輸出、中継輸送、運送請負、通関サービス、組立、再選別、包装、修理、組み立て加工、加工、製造、検査、試験、展覧、技術サービスの計19種のサービス形態が許可されています。事業者は会社、営業所、営業部門の形でフリー・トレード・ゾーンに参入することができます。輸入した貨物をフリー・トレード・ゾーンで荷受け・保管する場合や、フリー・トレード・ゾーンから貨物を輸出したり、他のフリー・トレード・ゾーンに移動したりする場合、原則として申告制で実施し、審査と検査は免除されます。フリー・トレード・ゾーン内では様々な業務に従事できます。例えば、LME非鉄金属の保管・運輸業務、海空連絡輸送、越境eコマース、海外発送倉庫といったフリー・トレード・ゾーンのイノベーション業務が挙げられます。台湾ではフリー・トレード・ゾーンの優位性を利用し、貨物の台湾経由を誘致して、台湾の出荷センターを確立しています。事業者は、「前店後廠」の運営モデルを通じて、エリア外のメーカーと協力し、フリー・トレード・ゾーンの優位性を外部に拡大し、「前店後廠」の協力と企業の相互利益の効果を高め、多元化運営と業務拡大の目標を達成することができます。

サイエンスパーク

現在台湾には新竹サイエンスパーク、中部サイエンスパークおよび南部サイエンスパークがあり、ハイテク産業の基地として、産業クラスターを形成し、台湾を世界レベルのハイテク産業で有名な国家へと導いています。

サイエンスパークの土地及び標準工場は賃貸のみとなっています。

サイエンスパークベルト

新竹サイエンスパーク	新竹パーク	IC産業、パソコンとその周辺産業、通信産業、オプトエレクトロニクス（光電子工学）産業、精密機械産業、バイオテクノロジー産業
	竹南パーク	
	銅鑼パーク	
	龍潭パーク	
	新竹バイオ医学パーク	
	宜蘭パーク	
中部サイエンスパーク	台中パーク	精密機械産業、オプトエレクトロニクス（光電子工学）産業、IC産業、コンピューター及び周辺産業、通信産業、バイオテクノロジー産業
	后里パーク	
	虎尾パーク	
	二林パーク	
	中興園區	
南部サイエンスパーク	台南パーク、高雄パーク、橋頭パーク、嘉義パーク、屏東パーク、楠梓パーク（準備中）	オプトエレクトロニクス（光電子工学）産業、IC産業、精密機器産業、バイオ技術産業、通信産業、コンピューター周辺機器産業

農業バイオテクノロジーパーク (農業サイエンスパーク)

台湾は現在、国家レベルの農業バイオテクノロジーパーク（略称「農業バイオパーク」）と、2023年1月1日を以って行政院農業委員会の管理下となった台湾蘭花バイオテクノロジーパークの2か所の農業バイオテクノロジーパークを有しています。農業バイオパークは、台湾で唯一農業テクノロジーを主軸とする産業パークであり、パーク内にはすでに天然農産物、水産養殖、農業資材、畜産バイオ技術、バイオテクノロジー研究開発サービス、農業設備など、多数の産業クラスターが形成されています。事務手続の統一窓



基隆港フリー・トレード・ゾーン	外接道路は7本あり、桃園国際空港との距離は60キロ、車で約1時間以内。 大台北都会区（台北市、新北市、基隆市）の消費の中心地や、台湾の重要な政治経済、工業、ビジネスセンターに近い。基隆港フリー・トレード・ゾーンへの入居に適する業種は倉庫、物流、組立、再整備、包装、簡単加工、運送請負、中継港、中継輸送等。
高雄港フリー・トレード・ゾーン	高雄小港区国際空港までは3キロ、高速道路までは2キロ、各外接道路はすべて省道台17号、国道1号線、国道10号、国道3号等に繋がる。 近隣には中国石油を中心とする石油化学業、台湾造船会社の造船業、および高雄と屏東の産業パーク管理局や、各工業区、南部サイエンスパークの半導体、オプトエレクトロニクス（光電子工学）産業等の産業クラスターもある。
台中港フリー・トレード・ゾーン	近隣には台中地区の産業パーク管理局、機械テクノロジー工業パーク、中部サイエンスパーク、台中工業区等の産業クラスターがある。
台北港フリー・トレード・ゾーン	桃園国際空港との距離は僅か23キロで、海運と空運を連結して利用するのに便利で速い。 主な運営形態は自動車物流センターおよび石油、化学オイル製品の重要な供給拠点。大台北都会区に近く、土城、五股、林口、樹林等の工業区と隣接している。
蘇澳港フリー・トレード・ゾーン	省道台2号および国道5号で北部都会区と繋がり、40分でアクセス可能。 現在はグリーンエネルギー産業を導入しており、近隣の龍徳工業区、利澤工業区および宜蘭サイエンスパークと産業クラスターを形成している。
安平港フリー・トレード・ゾーン	外接道路の省道台17号および東西快速道路の台86号が利用可能、国道1号および国道3号に連結する。そして台南空港に隣接する。 安平港付近の工業区、サイエンスパーク、農業バイオテクノロジーパークに隣接、車で1時間以内でアクセス可能。
桃園航空フリー・トレード・ゾーン	主に高付加価値部品やIT関連産業の入居を誘致し、航空貨物、付加価値物流、オペレーション、倉庫などの機能を統合しており、航空貨物ステーション、倉庫事務所ビル、付加価値園区、物流ゾーンなどの専門区域がある。

口サービス、保税地域の課税優遇、ワンストップ式クイック輸出入通関、低利息融資プロジェクト、研究開発と産学連携ガイダンス、バイオ技術標準工場、物流センター、多機能型倉庫エリア、人材研修センターなど、ソフトとハードの優位性を結合し、農業企業の借地工場建設やバイオ技術標準工場の賃借を誘致して産業クラスター形成を促進しています。台湾蘭花バイオテクノロジーパークは、「世界レベルの台湾の蘭輸出専門パーク」になることを目指し、農業とグリーンエネルギーの共生、スマート農業技術、低炭素の生産拠点および技術開発を導入し、台湾における花卉産業の新しい姿の形成をリードしています。2つの農業テクノロジーパークはいずれも、研究開発、生産販売、加工、輸送機能を兼ね備えたハイテク農産業プラットフォームです。高付加価値製品の輸出を拡大するとともに、研究開発の成果に基づいた指導を近隣農場に行きサテライト農場とし、農業テクノロジー産業クラスターの形成を加速して、台湾における農業の構造転換と持続可能な経営を促進しています。

環境保護サイエンスパーク

国内資源のリサイクルを促進し、環境保護産業の競争力を高め、新興環境保護産業の発展を促進するために、桃園市の桃園サイエンスパーク内、台南市の柳営工業区内、高雄市の岡山区本洲工業区内、花蓮県の鳳林総合開発区内の4か所に、それぞれ環境保護サイエンスパークを設置しており、各パークは、資源や物質のリサイクルを促進する観点から、地域の産業発展形態に基づいて運営・管理されています。

環境保護サイエンスパークは、新興・戦略的環境保護技術産業の開拓、再生可能エネルギー製品システム製造産業、クリーン生産技術関連産業、再生資源のリサイクルによるエコロジー産業、再生資源を用いたリサイクル製品転換産業、重要環境保護関連産業という、6つの重点産業分野を導入しています。投資家の方は、環境保護産業の種類に応じて、各パークの窓口にお問い合わせいただくことが可能です。

優れた人材 スペシャリストが結集

労働市場

■ 日々質が高まる労働市場

15歳以上の人口が減少している影響を受けて、2022年の労働力人口は1,185万人となり、年間で6.6万人の減少となりました。しかし、全体的には台湾の労働市場はとても安定しており、労働力人口は長期的な成長傾向にあり、2011年の1,120万人から2021年には1,192万人まで増加しました。2021年の労働力参加率は59.18%、失業率は3.67%となっており、ここ10年余りにおける高等教育普及率の大幅な上昇に伴い、大学・専門学校以上の学歴を有する労働力の比率は継続的に上昇しています。さらに、政府は学習と実践の一体化、産学連携、生涯教育等の政策の推進を行い、国際競争社会において優位となる人材の育成により力を注いでいます。

近年台湾では、毎年約30万人に及ぶ大学・専門学校の卒業生が生まれ、そのうち5万人余が博士・修士の学位を有します。2022年の就業者のうち、大学・専門学校卒以上の学歴を持つ者は約621万人であり、これは過半数を超え、55%を占めています。2021年の就業者1,000人あたりの研究者のフルタイム当量は14.7人となっています。また、製造業とサービス業の技術および管理方面の人材に関しても長年にわたる蓄積があるため、外資企業が台湾で産業投資する際に必要とする質の高い人材を十分に提供できます。

■ 年々向上する労働生産力

この10年間、台湾の消費者物価指数は毎年平均1%上昇しており、工業とサービス業における被雇用者給与の毎年平均上昇率は2.3%でした。台湾の物価と給与は長期にわたり横ばいの状態を維持していますが、工業部門における被雇用労働生産力指数は、毎年平均で3.6%上昇していることから、労働生産力が引き続き上昇の傾向にあることがうかがえます。

投資主要五大産業における華僑および外資企業従業員の経常性賃金 (月額基本給、固定賞与等) の平均額

(単位：元)

	製造業		卸売及び 小売業	出版、映像 製作、コミ ュニケーシ ョンおよび 情報通信サ ービス業	金融及び 保険業	不動産業
		電子部品 製造業				
総計	40,884	49,702	41,295	62,093	65,956	42,619
管理職、監督責任者	78,492	102,642	72,888	97,351	116,855	65,496
専門分野スペシャリスト	62,174	69,746	52,482	66,773	69,432	56,900
技術スタッフ、専門分野スペシャリストの アシスタント	42,497	46,036	42,102	54,238	61,723	41,604
事務サポートスタッフ	34,258	43,862	33,420	40,997	50,179	34,605
サービス要員、販売員	34,085	34,572	29,601	38,655	47,907	36,120
技能、機械設備操作要員、組立作業員	32,319	37,184	33,730	57,291	46,360	46,718
基礎的技能作業員、肉体労働者	26,692	29,428	27,899	19,462	35,139	23,675

資料出所：労働部 (<https://www.mol.gov.tw/>) 2021年7月職種別給与調査

■ 従業員の雇用状況

この10年、台湾の各職業の就業人数は、専門職者が25万人の増加で最大であり、増加幅は19.8%でした。次いでサービスおよび販売員が16万人増加し、7.3%の増加幅となっています。業種別では、宿泊・飲食業、医療・保健および社会福祉サービス業がいずれも9万人の増加で最多となり、増加幅はそれぞれ12.4%、20.2%となっています。また、建設・エンジニアリング業が7万人の増加で第3位となり、増加幅は7.7%となっています。



給与形態

台湾における被雇用者の賃金総額には、毎月支払われる通常性給与（基本給、月極で支払われる手当、賞与）と、非通常性給与（残業代、ボーナス、月極ではない営業ボーナス、皆勤賞など）が含まれ。

労働法規

■ 給与と労働時間

台湾は労働者の権益を保障する制度が整っています。「労働基準法」（以下略して「労基法」という）は労働について定めた主要な法規であり、基本賃金、労働時間、休暇日等の基本的な労働条件が規定されています。

給与と労働時間については、基本賃金が毎月26,400新台湾元、毎時176元となっています。通常の労働時間は毎日8時間・毎週40時間を超過してはなりません。

類別	通常労働時間			休息			備考
	毎日	毎週	合計	法定休日（例假）	休息日（休暇）	合計	
一般	8	40	40	7日間のうち1日必要	7日間のうち1日必要	2日	
2週間変形労働時間制	10	48	48	7日間のうち少なくとも1日	2週間のうち少なくとも2日	4日	指定された業種のみ、かつ労働組合または労使会議の同意が必要。
4週間変形労働時間制	10	--	160	2週間のうち少なくとも2日	4週間のうち少なくとも4日	8日	
8週間変形労働時間制	8	48	320	7日間のうち少なくとも1日	8週間のうち少なくとも8日	16日	

雇用者に関するものは、通常の労働時間と残業労働時間を合わせて、1日あたり12時間を超過して労働させてはならず、残業労働時間は毎月46時間を上限とし、法に基づき残業賃金を発給しなければなりません。

	残業労働時間(H)	残業代	備考
通常就業日	H≤2	+1.33倍以上	労働者は自身の意思で代休を選択し、かつ雇用主の同意を得た場合、労働を延長した時間数に基づいて代休が与えられます。
	2<H≤4	+1.66倍以上	
休息日	H≤2	+1.33倍以上	
	H>2	+1.66倍以上	
自然災害、事変、突発的イベントが発生したために、平日の労働時間を延長する必要がある場合		+1倍	雇用主は事後、労働者に適切な休息を取らせる必要があります。

同一雇用者または事業単位のもとで一定期間継続して勤務した労働者に対しては、以下の規定に基づき、毎年有給休暇を与えなければなりません。

勤務年数(Y)	有給休暇(日)	備考
0.5≤Y<1	3	有給休暇の期日は、原則として労働者が決定します。有給休暇の未消化日数は、賃金を支給するか、雇用者と被雇用者双方の協議により翌年度に繰り延べて実施します。
1≤Y<2	7	
2≤Y<3	10	
3≤Y<5	毎年14	
5≤Y<10	毎年15	
Y≥10	1年ごとに1日追加、最高30日。	

法定休日（例假）、休息日（休暇）、休暇（メーデー及び政府所定の休暇とすべき記念日、祭日等）、有給休暇について、雇用者は通常通り賃金を支払わなければなりません。雇用者は労働者の同意を得て休日（休暇と有給休暇を含む）に

労働させる場合には、二倍の賃金を支払わなければなりません。

「労基法」、「労働者休暇規則」、「性別就労平等法」の規定に従い、労働者は産休、傷病休、生理休、私用休、家庭介護休、産検付き添い・産検休、分娩立会休、安胎休養休、婚休、忌引きなどを申請することができます。

また、「性別就労平等法」にも性差別の禁止、職場でのセクシュアルハラスメント防止およびその他就労の平等を促進する措置の規定が定められており、育児休業（無給）の申請、復職措置などを含め、被雇用者に基本的保障が与えられています。

保険と福利厚生

■ 労働保険

労働保険は職場の社会保険であり、実際に雇用





されて労働に従事し、給与報酬を受け取っている労働者は、雇用主または所属する団体を通じて保険に加入します。保険料は、毎月の保険対象賃金、保険料率、分担率で計算します。毎月の最高保険対象賃金は、2016年5月1日から45,800元となっており、第一級は基本賃金に準じます。2023年および2024年の保険料率は、被保険者の月額保険対象賃金の11%で、保険料分担率は、雇用主が70%、被雇用者が20%負担し、政府補助が10%となっています。

■労働者職業災害保険

労働者職業災害保険の月額最高保険対象賃金は72,800元であり、第一級は基本賃金に準じます。保険料率は保険加入機関の業種に応じて算出されます。2023年は最低保険料率が月額保険対象賃金の0.11%、最高保険料率が0.93%となっており、保険料は雇用主の全額負担となります。

■雇用保険

雇用保険の月額最高保険対象賃金は45,800元であり、第一級は基本賃金に準じます。保険料率は月額保険対象賃金の1%で、保険料分担率は雇用主が70%、被雇用者が20%負担し、政府補助が10%となっています。

■全民健康保険（国民健康保険）

全民健康保険は強制的な社会保険です。すべての人が保険料を納め、すべての人が医療を受ける平等な権益を有し、病気やけが、出産事故などで医療サービスを受けることができます。中華民国の国籍を持ち、過去2年以内に全民健康保険に加入した記録があり、かつ台湾で戸籍を持っている、または全民健康保険に加入する6ヶ月前から台湾で戸籍を継続して持っている、ならびに台湾で生まれ戸籍の登記を完了した新生児は、全民健康保険への加入が必要です。

このほか、全民健康保険法の規定および管轄機関の公告に適合し、居留証明書を有する外国籍の方（香港、マカオ、中国を含む）で、一定の雇用主を有する被雇用者は、雇用された日から全民健康保険に加入し、それ以外は居留証明書を取得後満6か月（台湾に入国してから6ヶ月間継続して居住している、または1回30日未満の出国をし、出国日数を差し引いた実際の居住期間が6ヶ月に達している）の日以降に全民健康保険に加入することで、医療を受ける権利が保障されています。

外国籍の新生児の健康権を保障するため、2017年12月1日より、台湾で出生し、台湾で居留証を発給された外国籍の新生児は、出生の日から全民健康保険に加入しなければなりません。このほか、「外国専門職人材誘致及び雇用法」に従い、外国専門職人材で次のいずれかに該当する場合、その本人、配偶者、未成年の子女および心身障害により自活できない成人の子女で、居留証を発給された人は、全民健康保険に加入しなければならず、台湾に満6ヶ月居留している必要はありません。詳細については、中央健康保険署のウェブサイト：<https://www.nhi.gov.tw>をご覧ください。

1. 雇用されて専門職に従事する者（2018年2月8日より）
2. 外国特定専門職人材および外国高度専門職人材で、雇用主または個人事業主の資格を有する者（2021年10月25日より）



■退職金

「労働者退職金条例」（略称「労退新制」）の規定に基づき、雇用主は毎月労働者の賃金月額6%を下回らない額を退職金として、労工保険局の個人退職金専用口座に拠出することが義務付けられています。また、労働者はその賃金月額6%の範囲内で、退職金を任意で納めることができ、かつ当年度の個人総合所得総額から全額控除することができます。この専用口座の所有権は労働者に帰属します。労退新制はポータビリティの特性を備え、労働者は転職、離職、解雇の影響を受けることなく退職金を受領します。ただし、2005年の労退新制施行以前に、同一の事業者において、「労働基準法」の退職金制度（略称「労退旧制」）が適用されていた被雇用者（労退新制施行後に労退旧制の適用継続を選択した者、または労退条例の施行後、労退新制を選択し、労退旧制の労働年数を留保した者を含む）は、事業者が労働者の月給総額の2%～15%の範囲内で、労働者退職準備金として、毎月雇用主が台湾銀行に開設した労働者退職準備金専用口座に拠出します。



外国籍専門職者の雇用

外国人の台湾出張や台湾におけるビジネス、居住に関する各種法規制の早期緩和を目指し、国家発展委員会は「外国専門職人材誘致及び雇用法」（以下、外国人材専門法）を立案し、2018年2月8日より施行しています。これは、台湾における人材の確保と誘致を法制化する過程での、大きな節目となっています。人材の確保と誘致を強化するため、国家発展委員会は近年推進している人材誘致政策およびその成果をもとに、各界の意見と提案を取り入れながら、関連省庁と共同で外国人材専門法を立案し、2021年10月25日に修正案が施行されました。外国専門職人材のビザ、ビジネス、居留に関する規制を緩和し、保険、税金、退職等、待遇面の改善を行い、外国人材を確保・誘致するための誘因を強化して、国内企業の国際市場開拓を加速し、台湾の国際市場における競争力を強化します。

一、法案の要点

(一) 就職活動および業務の関連規定

1. 外国専門職人材

- (1) 専門職の範囲：就業サービス法第46条第1項第1号から第6号までの業務のほか、就業サービス法第48条第1項第1号および第3号、専門知識や技術を有する短期塾教師、教育部が招致する「外国人材子女特別クラス」に招聘される外国籍学科教員、実験教育業務が含まれます。
- (2) 一流大学卒業者が台湾で働くための資格：教育部は、世界の一流大学の卒業生が台湾で専門職や技術職に従

事する場合、2年間の実務経験を必要としないことを公告しています。

- (3) フリーランス芸術家の労働許可：外国のフリーランス芸術家は、雇用主の申請がなくても、労働部に許可を申請することができます。
- (4) 就職活動ビザ：専門職勤務や長期雇用勤務のために来台する外国人は、特定活動（就職活動）ビザを発行することで、最大6ヶ月の滞在が可能になります。

2. 外国特定専門職人材

- (1) 外国特定専門職人材の定義：外国専門職人材で、中央目的事業主管機関が公告する国内で必要な技術、経済、教育、文化、芸術、体育、金融、法律、建築設計、国防またはその他分野の専門技能を有する者、または主管機関が関連する中央目的事業主管機関と協議して専門技能を有すると認定した者。
- (2) 「就業ゴールドカード」の発行：内政部移民署は、外国特定専門職人材が台湾国内の専門業務に従事する場合、労働許可・居留証・外国人居住許可証・再入国許可証の4つを兼ねる就業ゴールドカード（個人労働許可）を発行することができます。有効期間は1年～3年であり、満期時には延長の申請が可能で、求職・就職・転職を自由に行える利便性を提供します。
- (3) 特定専門職人材の就労許可期間の延長：雇用されて専門業務に従事する特定専門

職人材は、就労許可期間を3年から5年に延長できるほか、満期時には延長の申請が可能です。

3. 外国専門職人材、外国特定専門職人材、外国高度専門職人材の親族

- (1) 就労許可の申請免除：外国専門職人材、外国特定専門職人材、外国高度専門職人材について、その本人、配偶者、未成年の子女および心身障害により自活できない成人の子女が永住を認められた場合、就労許可を申請する必要はありません。
- (2) 成人子女の個人就労許可：永久居留証を取得した外国専門職人材、外国特定専門職人材、外国高度専門職人材の成年子女が一定の居留条件を満たす場合、個人の就労許可を申請することができます。

(二)本人およびその親族の停留・居留に関する規定

1. 居留ビザの申請免除：ビザ免除または停留ビザで入国し、許可を得て、または許可免除により台湾で専門職に従事する人は、居留ビザを申請する必要なく、内政部移民署に居留証を申請することができます。また、その呼び寄せた家族の場合も同様です。
2. 居留延長の申請：外国専門職人材、外国特定専門職人材は、居留の有効期限または就業ゴールドカードの有効期限が満了する前に、6+6ヶ月の居留の延期を申請することができます。また、その呼び寄せた家族の場合も同様です。
3. 永久居留証の申請
 - (1) 外国専門職人材：外国専門職人材が永久居留証を申請する場合、5年間連続して台湾に居留している必要があります。台湾の修士・博士の学位を取得した人は、それぞれ1年と2年短縮されます。また、その親族は本人が永久居留証を取得した後、5年間連続して居留した場合に永久居留証を申請ことができ、財力証明は必要ありません。
 - (2) 外国特定専門職人材：外国特定専門職人材が永久居留証を申請するため、連続して台湾に居留しなければならない期間は5年から3年に短縮されました。また、台湾の博士の学位を取得した人は、さらに1年短縮されます。また、その親族は本人が永久居留証を取得した後、3年間連続して居留した場合に永久居留証を申請することができます。財力証明は必要ありません。
 - (3) 高度専門職人材：高度専門職人材は、入出国及び移民法に基づき永久居留証を直接取得することができるほか、その親族も同時に永久居留証を申請することができます。財力証明は必要ありません。

せん。

4. 直系尊属訪問の停留ビザ：外国特定専門職人材、高度専門職人材、およびその配偶者の直系尊属は、親族訪問のための停留ビザを申請でき、滞在期間は最長1年となります。

(三)社会保障と税制優遇措置

1. 税制優遇：外国特定専門職人材が台湾での業務を初めて承認され、かつ給与所得が300万円を超過してから5年以内は、超過分の課税が半額になるとともに、海外所得は基本所得額への算入が免除され、基本税額課税の優遇を受けることができます。
2. 健康保険加入：雇用されて専門職に従事する外国専門職人材、ならびに雇用主または個人事業主の身分に属する外国特定専門職人材および高度専門職人材について、その本人および呼び寄せた親族が全民健康保険に加入する場合、6ヶ月の待機期間は必要ありません。

3. 退職保障

- (1) 外国専門職人材および外国特定専門職人材として永久居留が許可された場合、労退新制が適用されます。
- (2) 台湾の公立学校で専任教師として勤務する外国人、ならびに政府機関およびその所属学術研究機関（機構）の研究者は、公立学校教員の退職規定が準用され、かつ永久居留証を取得している場合、一括または月次のいずれかの方法で退職金を受領することができます。

二、施行の成果

- (一)「就業ゴールドカード」の発行：2023年4月末時点の就業ゴールドカードの累計発行数は7,283枚となっており、内訳は経済分野3,697人、科学技術分野1,525人、金融分野551人、教育分野793人、文化芸術分野508人、建築設計分野38人、法律分野12人、国防分野9人、体育分野4人、プロジェクト相談146人となっています。
- (二)その他就労、居留、家族呼び寄せ等の規定の緩和：2023年4月末までに、累計で3,807人に外国特定専門職人材の5年労働許可、240人に就職活動ビザ、68人の成年子女に個人労働許可、376人のフリーランス芸術家に労働許可をそれぞれ発行しており、890人の永住権を取得した外国専門職人材および高度専門職人材の親族が永住権を申請しています。
- (三)外国専門職人材の來台者数：外国人材専門法の施行後、外国専門職人材の有効な雇用許可者は顕著な増加を見せています。2023年2月末までの有効な雇用許可者は5万3,754人（学校教員を含む）で、2017年末の本法施行以前の3万927人と比較して、2万2,827人増加し、約73.8%の成長となっています。

金融と外貨 安定的な発展

金融機関

台湾の金融機関は、国内銀行、外国銀行、中国の銀行台湾支店、信用合作社、農漁業組合信用部などの預金機関と、中華郵政公司儲匯処、生命保険会社等のその他金融機関に分けられます。

外国為替管理

台湾は外国為替資金の出入管理がすでに自由化されており、為替レートは市場の需給によって決定されます。新台幣ドルに換金しない純粋な外貨資金の出入は完全に自由で、銀行で直接手続きすることができます。新台幣ドルに換金する資金の出入については、商品・サービスおよび許可を得た直接的な投資・証券投資資金の出入は完全に自由で、現時点では短期資金の移動のみが管理対象となっており、会社および有限責任事業組合、小規模事業の年間累積為替決済金額が5,000万米ドルを超過する場合、個人、団体の年間累積為替決済金額が500万米ドルを超過する場合、および非居住者の1件あたり為替決済金額が10万米ドルを超過する場合、新台幣ドルの為替レートを安定的に維持するため、銀行が中央銀行に対し為替決済手続きの許可を申請する必要があります。外国為替収支または取引申告については、50万新台幣ドル以上に相当する外国為替収支または取引を申告する必要があります。

外資の台湾における証券投資

華僑および外国人が上場会社および新興会社に投資し、投資事業の10%以上の持分またはその他国内証券を取得していない場合、投資手続きは極めて簡単です。国外の華僑および外国人は国内の代理人（通常は国内の保管銀行、ディーラー）または代表者に委託して台湾証券交易所への登記を行う必要があります。一方、国内の華僑および外国人は、各地のディーラーに台湾証券交易所への登記を委託し、登記完了後、証券仲介業者で口座を開設し、有価証券売買を行うことができます。1回の投資で投資事業の10%以上の持分を取得した場合、經濟部投資審議委員会、各科学工業パーク管理局または經濟部加工輸出区管理处に申請しなければなりません。

どのように口座を開設するの？

個人	居留証持っている場合	居留証のほか、パスポート、免許証、健康保険証など、身分を証明することができる第二の身分証明書を提示して手続きをする。
	居留証を持っていない場合	合法的ビザ（または入国スタンプ）の記載があるパスポートまたは華僑身分証明書、および統一証号基礎資料表を提示して手続きをする。
法人	台湾での登記機関の発行する証明文書を取得している場合	登録機関の証明文書のほか、役員会の議事録、会社定款、または財務報告書などを提示して手続きをする。
	台湾での登記機関の発行する証明文書を取得していない場合	法人登記証明書、責任者の身分証明書、台湾での代表または代理人の権利取得証明書および各地区税務徴収機関が発行する統一番号（営利事業自身の認識番号）の番号通知書を提示して手続きをする。

金融市場の概況

2023年4月末時点における台湾の外貨準備高は5,611億米ドルであり、2021年第4四半期における台湾の貯蓄率は41.85%に達し、2021年末時点の金融・保険業資産規模は109.69兆新台幣元、2021年における台湾の金融・保険業の総生産額は1.46兆元となり、GDPの6.73%を占めています。銀行業、証券先物業および保険業の経営体質は良好で、その利益も年々増加しています。2021年の税引前純利益はそれぞれ3,856億元、1,402億元、4,111億元となっており、台湾の金融市場が増々成熟していることを示しています。

2021年末時点の台湾の上場・店頭企業数は約1,747社で、上場・店頭企業の時価総額は62兆642億新台幣元、2021年証券市場の取引金額は116兆2,200億新台幣元、売買回転率は187.26%に達しました。2021年末時点で、世界に占める台湾の上場・店頭企業の時価総額およびの割合はそれぞれ1.80%と2.46%に達しており、台湾の証券市場が成熟し、取り引きが活発に行われていることを示しています。中国と香港の証券市場とは相対的に、台湾には優秀な研究開発の人材と良好な知的財産権の保障があり、テクノロジー企業に対しての財務評価も公平で適切であり、信用に値するものであるといえます。



2021年末時点の台湾の上場企業は959社に達し、そのうち外国企業が78社で、台湾の上場企業の8.13%を占めています。そのうち、店頭企業数は788社で、外国企業は32社、4.06%を占めています。台湾で上場した外国企業の株価収益率(27.21倍)は上場会社全体(14.94倍)を若干上回りましたが、売買回転率(157.43%)は上場会社全体(176.61%)を若干下回っています。外国企業に対する受入度の高さと活発な取引は、上場企業の資金調達に有利です。

金融開放措置

銀行業、信用合作社業、証券金融業、クレジットカード発行業、金融ホールディングス業などの、台湾の金融仲介業者、および、生命保険業、損害保険業、再保険業などの保険業は、いずれも華僑、外国人の投資制限を削除したため、外国人であっても、持ち株率100%の台湾の金融機構を持つことができます。

全面的な国際金融業務の発展を目標として、2023年4月末までに、58のオフショア銀行業務支店(OBU)、18のオフショア証券業務支店(OSU)、20のオフショア保険業務支店(OIU)を設立しており、2022年末の資産規模は銀行、証券会社、保険業全体の資産総額の約8.58%を占めています。



銀行による顧客への多様なサービスの提供、ならびに銀行のデジタルチャネル開発を支援するため、外国為替業務の管理においては、銀行のデジタル外貨預金口座の引受対象、および顧客の台湾元を介さない電子・通信機器による外貨取引の引受対象の基準を緩和しています。また、手形金融会社や証券業界の外貨資金の需要に応えるため、銀行の外貨融資に必要な書類の基準を緩和しています。

国内の金融インフラを強化するため、多通貨かつ国際汎用規格に適合する外貨決済プラットフォームを構築し、国内の外貨送金効率を向上させ、決済時のリスクを大幅に引き下げます。

繽紛 繽紛

多彩・多元的な ライフスタイル

台湾は快適な生活、レジャー・旅行をするのに最適な場所です。私達は皆様に訪れていただくことを心から歓迎します。共にこの土地の多元的な姿を楽しみましょう。



良質な環境 便利で満ち足りた生活

台湾の人口は、世界総人口の約千分の三で、面積は世界の一万分の三にも至りませんが、世界の人々が驚嘆する“台湾経験”をすることができます。台湾に来ると、便利な生活だけではなく、多様な美食、豊富でエスニックな文化、厚い人情味を味わえます。短期旅行でも、長期滞在でも、自然に現地社会に溶け込むことができ、色とりどりで豊富なレジャーとライフスタイルを楽しめます。

美食天国 世界的な定評

台湾グルメは内容が豊富で、世界的にも有名です。多種多様な料理や種類の多いB級グルメがあり、さまざまな民族の特色を取り入れた、先住民族料理や客家料理、閩南料理、中国各地の地方料理、さらには日本、韓国、インド、東南アジア、欧米の料理など、すべてが集まった台湾は、グルメのパラダイスです。台湾では食べたいものをほぼすべて食べることができます。夜市のB級グルメから個人経営のレストラン、ミシュランレストランまで、台湾には美食家の舌を満足させるグルメが揃っており、その種類の多さは想像を超えています。

便利な生活 多彩で快適

台湾のコンビニは、すでに一万店舗を超え、平均2,000人に対し一店舗ある概算で、この驚異的な店舗の密集度により生活を便利にしています。特に都市部では少し歩けばすぐに24時間営業のコンビニがあり、生活用品以外に、公共料金の支払い、チケット購入、宅配便などの多機能なサービスも提供しており、非常に便利です。

主要都市部の殆どの場所に大型ショッピングモールと大手百貨店チェーンが集まる商業地区があり、ファッション、高級ブランド品、美食料理店、書店、シネマコンプレックス、量販店、ゲームセンター等を提供しており、市民の各種ニーズを満たしています。国際人材コンサルティング会社ECAインターナショナル (ECA International) の2017年生活費用調査によると、台北はアジア地域における駐在員生活費で14位にランクインされており、東京、大阪、ソウル、北京、上海、香港、シンガポール等の都市に比べ、生活費が安いという結果となっています。台湾では、安さ、便利さを享受できると同時に、良質で快適な暮らしをすることができます。

親しみやすい環境 快適で安心

台湾はインフラが完備されており、主な都市の公共施設は非常に現代化されています。都市部を離れると、小さい町や田舎の素朴な味わいと情緒が体験できます。どこに住んでも、良好な医療環境と便利な消費環境の恩恵を受けることができます。また、台湾の治安状況は極めて良好で、街を歩いても身に付けている金品のことを心配する必要はなく、気楽に旅行やショッピング、街歩きを満喫できます。旅行でも暮らしでも、旅行者と居住者に安心感を感じてもらえるでしょう。



交通ネットワーク バリアフリーなアクセス

台湾の交通は非常に便利で、道路や軌道輸送（MRT、鉄道、高速鉄道など）がいたるところに発達しており、車でも公共交通機関でも、数時間で台湾各地に行くことができます。朝は高い山で日の出を待っていても、夕方にはもう海辺で夕日を見ることができます。また、朝は北部の台北本社で会議をしても、午後には台湾最南端の墾丁でのんびりと休暇を楽しむことができます。台湾は、島を一周する鉄道、高速鉄道、綿密な高速道路網により、全体が1日で到達できる生活圏となっており、ビジネスでもレジャーでも、目的地に素早く簡単に到達することができます。台湾の公共交通網はよく整備されており、人里離れた山村や海辺の漁村にもバスが走っています。本数は都市圏ほど頻繁ではありませんが、しっかりと時間を守るだけで問題なく移動することができます。

文化的な風情 個性ある魅力

台湾は太平洋上にある美しい島で、オーストロネシア語族系の原住民族（先住民）16部族のコミュニティー文化は、工芸、ニットやテキスタイル、音楽と建築様式において豊かで美しい要素のルーツとなっています。更に、部族コミュニティーの祭典では、人間と自然が平和に共存、互いに尊重し合う哲学を体現します。アミ族の豊年祭、サイシャット族の矮霊祭（パスタアイ/黒い小人の霊を供養）、タウ（ヤオ）族のトビウオ祭、プユマ族のサル祭、ブヌン族の射耳祭（鹿の耳を弓矢で射る祭）は外部の人でも参加・参観できる祭典イベントで、特に「Pasibutbut」というブヌン族の多部合唱方式は国際的に注目されています。

また、スペイン人、オランダ人と日本人は、台湾に歴史的な建築と食習慣を残しました。漢族社会の風習である節句を祝う行事、伝統工芸と生活文化は特に台湾文化の基盤であり、更に西洋文化の影響が加わり、現代的な舞台芸術、パフォーマンスが生まれています。多角的でエスニックな文化は、台湾を包容力があり、且つ創造力のある社会にしています。

多様な信仰 開放的な包容力

台湾には様々な宗教と信仰があり、伝統的な民間信仰は多神信仰が主で、その他は仏教、道教、キリスト教のプロテスタントとカトリック、モルモン教、イスラム教なども台湾社会で受け入れられ尊重されています。台湾民間信仰の宗教儀式は台湾人の情熱的で明るい天性を反映していて、非常に賑やかに行われます。特に台湾各地の媽祖（航海の女神）巡礼（遶境と呼ばれる）のイベントは歴史的に最も長く、規模も最大の宗教祭典となっています。



整備された教育 国際化へ

現在台湾には、アメリカンスクール16校、台北ヨーロピアンスクール1校、日本人学校3校、韓国人学校2校を含む、計22校の外国人学校があります。外国籍の子供は、これらの外国人学校以外にも、高校以下の学校に設けられている二ヶ国語部（クラス）、私立高校以下の学校の外国語コース部（クラス）、及び台湾の所轄機関によって外国人学生の受け入れが許可された高校以下の学校に就学を申請することができます。台湾での合法的な居留権がある場合、居住地付近の高校以下の学校に直接就学を申請することも可能です。大学以上の教育を受ける場合には、直接各校に入学を申請できます。台湾には海外学生募集資格のある大学・専門学校付属の中国語教育機関が64あり、質の高い中国語（マンダリン/共通中国語）教育を提供することができます。現行の一般教育体制は、就学前教育（幼稚園：2歳から小学校入学前まで）、国民小学（小学校）6年、国民中学（中学校）3年、高級中学（高校）3年、大学・専門学校2～7年（一般大学（一般大学、独立学院）と技術専門学校（2年制と5年制の専門学校、2年制と4年制の技術学院、科学技術大学））、大学院修士コース1～4年、博士コース2～7年となっています。2014年の新学期からは小学校から高校まで12年間の一貫した国民義務教育が実施されています。



専門的かつ高品質な医療と介護

台湾の医療技術レベルと医療ケアの質は、世界の先進国レベルに達しています。台湾で居留証を持っている外国人であれば、関連規定に従い居留証の期限内で台湾の全民健康保険に加入でき、質の高い医療サービスを受けることができます。

レジャー活動 寛ぎの時間

豊かな自然のおかげで、台湾のアウトドアレジャー活動には多くの選択肢と楽しみがあり、いたるところにあるハイキングコースやサイクリングコースは驚きに満ちています。珍しい風景や景観を体験したい場合は、中央山脈の高山湖沼、台北の大屯火山地形、高雄の月世界白亜地形、西部海岸のラグーンや砂州、澎湖の玄武岩地形、屏東の珊瑚礁海域、緑島の海底温泉、花東縦谷平原、タロコ峡谷などを訪れることができます。動植物の生態に興味がある場合は、さまざまなバードウォッチングやバタフライウォッチング等の活動に参加することで仲間を簡単に見つけ、台湾固有種を楽しむことができます。

都心部でのレジャーや娯楽であれば、都心の商業活動地域や特色あるモール等のショッピングセンターでの消費や娯楽活動や、各地の文化センター、書店、映画館、美術館、文化園区（パーク）、展覧パフォーマンスセンターやブライベートなパフォーマンス会場があり、日常的に各種の芸術・文学・レジャー関係のイベントが開催されています。

台湾では、一年を通じてさまざまな四季折々のアクティビティが楽しめます。エコロジー（山近辺、海近辺、地質、花・鳥・蝶の観察）、カルチャー（民俗祭、原住民部落、客家の里、博物館、小村）、グルメ（温泉グルメ、ミシュラン、グルメフェア、夜市）、ロハス（自転車、マラソン、鉄道、緑の古道、温泉）の4つのテーマに加え、春の台湾ランタンフェスティバル、夏の宝島仲夏祭、秋の台湾自転車フェスティバル、冬の台湾温泉グルメカーニバルといった四季折々の定番アクティビティがあり、自然の景色を愛する人も、人文風情を楽しむ人も、台湾の美しさを発見できます。

入国（停留・居留）許可 簡素で便利

ビザ（査証）

台湾政府が照合し交付するビザは申請者の入国目的および身分によって分類されます。

- 停留ビザ (Visitor VISA) : 短期滞在ビザ: 滞在期間は180日以内
- 居留ビザ (Resident VISA) : 長期滞在ビザ: 滞在期間は180日以上
- 外交ビザ (Diplomatic VISA)
- 公用ビザ (Courtesy VISA)



停留 ビザ	一般のパスポートまたはその他の旅行許可証を所持し、トランジット、観光、親族訪問、訪問、実地調査、国際会議参加、商用、研修、雇用、布教活動およびその他の外交部が審査承認するイベントのため、台湾に6ヶ月以下停留する予定の外国人に適用	停留ビザによる停留期限は、60日または90日。それを延期して停留する必要がある場合、ビザ発行機関による延長不可、またはその他の制限がない場合に限り、15日以内に限り、停留機関の延期を内政部移民局に対して申請することができる
居留 ビザ	正式なパスポートを所持し、家族呼び寄せ、就学、就労、雇用、投資、布教活動、公務執行、国際交流及び外交部が審査承認した、あるいはその他の関連中央所轄機関が許可した活動のため、台湾に6ヶ月以上滞在する外国人に適用	居留ビザで入国した後、翌日あるいは台湾にて居留ビザに切り替えた後、15日以内に滞在地の「入出国および移民署」サービスステーションにて「外僑居留証 (Alien Resident Certificate)」申請しなければならない。居留期限は「外僑居留証」に記載される

出所：外交部領事事務局 (<http://www.boca.gov.tw/>)、内政部移民署 (<http://www.immigration.gov.tw/>)。

ビザ免除国

ノービザで來台した場合の国籍別滞在可能期間は、タイ、ブルネイ、フィリピンが14日、マレーシア、シンガポール、ナウル、バレーズ、ドミニカ共和国、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセントの8ヶ国が30日、その他の国が90日です。期限の延期や停留ビザ、居留ビザへの切り換えはできません。また、ノービザで來台したイギリス籍、カナダ籍の人は、就労を目的としない台湾滞在について、滞在期限が満了になる前に、関連規定に従い外交部領事事務局または各弁事処に停留ビザを申請できます。最長滞在期間は180日です。





ヨーロッパ		
オーストリア (Austria)	アンドラ (Andorra)	ベルギー (Belgium)
ブルガリア (Bulgaria)	クロアチア (Croatia)	サイプロス (Cyprus)
チェコ共和国 (Czech Republic)	デンマーク (Denmark)	エストニア (Estonia)
フィンランド (Finland)	フランス (France)	ドイツ (Germany)
ギリシャ (Greece)	ハンガリー (Hungary)	冰アイスランド (Iceland)
アイルランド (Ireland)	イタリア (Italy)	ラトビア (Latvia)
リトアニア (Lithuania)	リヒテンシュタイン (Liechtenstein)	ルクセンブルク (Luxembourg)
マルタ (Malta)	モナコ (Monaco)	オランダ (Netherlands)
北マケドニア (North Macedonia) (2025年3月31日まで試行)	ノルウェー (Norway)	ポーランド (Poland)
ポルトガル (Portugal)	ルーマニア (Romania)	
サンマリノ (San Marino)	スロバキア (Slovakia)	スロベニア (Slovenia)
スペイン (Spain)	スウェーデン (Sweden)	スイス (Switzerland)
イギリス (U.K.)	バチカン市国 (Vatican City State)	
アジア		
ブルネイ (Brunei) (2023年7月31日まで)	イスラエル (Israel)	日本 (Japan)
韓国 (Republic of Korea)	マレーシア (Malaysia)	フィリピン (Philippines) (2023年7月31日まで)
シンガポール (Singapore)	タイ (Thailand) (2023年7月31日まで)	
北アメリカ大陸		
カナダ (Canada)	アメリカ (U.S.A.)	
ラテンアメリカおよびカリブ海地域		
ベリーズ (Belize)	チリ (Chile)	ドミニカ共和国 (Dominican Republic)
グアテマラ (Guatemala)	ハイチ (Haiti)	ホンジュラス (Honduras)
ニカラグア (Nicaragua)	パラグアイ (Paraguay)	セントクリストファーネイビス (St. Kitts and Nevis)
セントルシア (Saint Lucia)	セントビンセントおよびグレナディーン諸島 (Saint Vincent and the Grenadines)	
オセアニア地域		
オーストラリア (Australia) (90日間のビザ免除を2021年12月31日 まで試行)	マーシャル諸島 (Marshall Islands)	ナウル (Nauru)
ニュージーランド (New Zealand)	パラオ (Palau)	ツバル (Tuvalu)
アフリカ地域		
エスワティニ (Eswatini)		

出所：外交部領事事務局 (<http://www.boca.gov.tw/>)。

電子ビザ (eVisa) 国家

eVisaは、申請資格を満たす外国人が、インターネットの統一窓口（申請、クレジットカードによる費用支払い、審査通過後の電子ビザの受け取り）を通じて、ビザを取得することができる便利なサービスです。

- 一般型電子ビザ：
バーレーン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルキナファソ、コロンビア、ドミニカ、エクアドル、キリバス、コソボ、クウェート、モーリシャス、モンテネグロ、オマーン、パナマ、ペルー、カタール、サウジアラビア、ソロモン諸島、トルコ、アラブ首長国連邦の19ヶ国が対象です。申請者は台湾中央政府機関から事前に許可を得る必要はありません。
- プロジェクト型電子ビザ：（台湾中央政府機関の許可が必要）
 - 1.台湾中央政府が主催、協賛または後援する国際会議、競技会、見本市に招待された外国人は、国を問わず、申請することができます。
 - 2.「観宏プロジェクト」団体ツアー客向け電子ビザ：インド、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、カンボジア、ラオスの6ヶ国は、交通部観光局指定の旅行会社を通じて台湾観光の電子ビザを申請することができます。（本プロジェクトは2023年12月31日まで試行）
- ビジネス電子ビザ：インド、スリランカ、バングラデシュ、ネパール、ブータン、パキスタンなどの南アジア 6ヶ国およびイランのビジネスマンで、中華民国対外貿易発展協会の駐現地国機関の推薦を得た場合、ビジネス目的の電子ビザを申請することができます。

ランディングビザ

トルコ籍およびノービザ措置が適用されている国の国民（アメリカを除く）で、有効期間6ヶ月以上の緊急または臨時パスポートを所持している人には、ランディングビザが適用されます。滞在期間は30日です。ランディングビザで入国した外国人は、台湾における滞在期間満了後に延長またはその他事由の停留ビザ、もしくは居留ビザへの切り替えを申請することはできません。

外国人の居留

外国人が有効なビザ、またはビザ免除が適用された有効なパスポートあるいは旅行証明書を所持し、内政部「入出国および移民署（以下、移民署）」による入国審査を受け入国した後に、停留、居留許可を受けた場合、居留許可を取得した後、入国の翌日から15日以内に移民署で外僑居留証を申請しなければなりません。また、ビザに基づいて60日以上滞在し、かつビザ発行機関よりビザの延期を禁止されているビザ、またはその他の制限を受けたビザにより入国したものでない場合で一定の条件を満たすと、移民署に対して居留を申請することができ、許可を得た場合は外僑居留証が発行されます。また、外国専門職人材の誘致及び雇用法（以下、人材専門法）第12条第1項の規定に基づき、外国専門職人材または外国特定専門職人材は、ビザ免除または停留ビザで入国でき、許可を得て、または許可免除により台湾で専門職に従事する人は、移民署に対して居留を申請することができ、許可を得た場合は外僑居留証が発行されます。

外国籍の方は、「外国人が台湾の起業家査証を申請する際の資格審査手続きの要点（ウェブサイト：https://www.moeaic.gov.tw/businessPub.view?lang=ch&op_id_one=6）」の申請資格に適合する場合、必要書類を揃えて、移民署に設置された外国専門職人材申請窓口プラットフォームからオンラインで起業家査証と外僑居留証を申請することができます。申請案件が投資審議司の資格審査に合格し、申請者がパスポート審査と起業家査証の取得を完了した後、査証ページのデータを申請窓口プラットフォームにアップロードすると、移民署が外僑居留証を製作し、カードの製作が完了した後、申請者に受領を通知します。初めて起業家査証を申請し、発給された場合の滞在期限は2年間で、延長資格を満たす場合、滞在期限満了の4か月前までに、2年の滞在期間延長を申請できます。





外国人が、中央目的事業主管機関が公告する台湾で必要な技術、経済、教育、文化、芸術、金融、法律、建築設計、国防およびその他分野の専門技能を有する場合、移民署就業ゴールドカード申請オンラインプラットフォームで、就労許可証、居留ビザ、外僑居留証、再入国許可証を一体化した就業ゴールドカードを申請することができます。就業ゴールドカードの有効期間は1年から3年まであり、一定の条件を満たす場合、期限満了の4ヶ月前に延長を申請することもできます。

外国籍の優秀な人材を長期的に確保するため、人材専門法第14条ならびに第16条は、外国専門職人材およびその呼び寄せた親族の永住に関連する規定を緩和し、長期にわたる台湾での就業を促すよう誘因を強化しています。緩和内容は次のとおりです。

- 1、永久居留証申請のための台湾での年間滞在期間を柔軟に計算：国際的な専門職人材は頻繁に国境を越えて移動するため、台湾に年間183日滞在することは容易ではないことを考慮して、永久居留証申請のための期間の計算方法を現行の年間183日から平均で年間183日に修正します。
- 2、外国専門職人材が永久居留証を申請するための連続した台湾での必要居留期間の短縮：
 - (1)外国専門職人材：連続して台湾に5年間居留しなければならないという現行の規定は維持されるものの、台湾で修士の学位を取得した人は1年、博士の学位を取得した人は2年その期間を短縮できます。例えば、外国専門職人材が永久居留証を申請する場合、本来は連続して台湾に5年間、合法的に居留する必要がありますが、台湾で博士の学位を取得した人は、合法的に連続して3年間居留し、平均で年間183日以上滞在していることで、内政部移民署に永久居留証を申請できます。
 - (2)外国特定専門職人材：連続した台湾での必要居留期間が現行の5年間から3年間に短縮されるほか、台湾で博士の学位を取得した人はさらに1年短縮できます。
- 3、呼び寄せた親族の永久居留証取得条件の緩和：本人による永久居留証の取得後、外国専門職人材の呼び寄せた親族は連続して5年間、外国特定専門職人材の呼び寄せた親族は連続して3年間居留し、平均で年間183日滞在していることが条件となります。また、財力証明は必要ありません。

台湾現地のホームヘルパーに関しては、すでに良好な派遣制度と人材訓練が確立されています。以下の資格を満たす外国人は、外国籍ヘルパー1名の雇用申請ができます。

項目	資格条件
投資金額	部長以上：台湾元1億元以上
	部門幹部以上：台湾元2億元以上
営業額	部長以上：台湾元5億元以上
	部門幹部以上：台湾元10億元以上
給与所得	会社、財団法人、財団法人あるいは国際的非政府組織の幹部以上： 台湾で上半期に納付した総合所得税の給与所得は台湾元300万元以上 該当年度の月給は台湾元25万元以上に達する 年俸200万台湾元または月給15万台湾元以上に達し、かつ台湾へ入国する前に海外で同一の外国籍ヘルパーを雇用していた場合、当該外国籍ヘルパーを台湾でヘルパーとして雇用するための申請ができます
	中央目的事業主管機関の認定を受けており、外国のスタートアップ企業の上級幹部または研究開発チームの中核的技術者として勤務していたことがあり、かつ他企業に500万米ドル以上の取引金額で買収された実績を有する外国籍の人材、中央目的事業主管機関の認定を受けており、外国のスタートアップ企業の上級幹部または研究開発チームの中核的技術者として勤務していたことがあり、かつ上場を成功させた実績を有する外国籍の人材。
	中央目的事業主管機関の認定を受けており、ベンチャーキャピタルまたはファンドの上級幹部として勤務していたことがあり、かつ外国のスタートアップまたは企業に500万米ドル以上を投資した実績を有する外国籍の人材。
	中央目的事業主管機関の認定を受けており、ベンチャーキャピタルまたはファンドの上級幹部として勤務していたことがあり、かつ国内のスタートアップまたは企業に100万米ドル以上を投資した実績を有する外国籍の人材 再募集の申請時は、業務実績等の証明書を添付すること。

註：外国企業の支店責任者または代表者事務所の代表者については、外国籍責任者の申請条件を準用する。

このほか、「外国人ビジネスマン及びび來台回数が多い外国人旅行者のための入国審査・通関作業迅速化要点」により、台湾で5,000万台湾元以上投資した外国人ビジネスマン、華僑・外資の投資事業あるいはグローバル企業の台湾駐在管理職もしくは責任者、台湾事業に招聘された管理職もしくは責任者、台湾経済に対して貢献した人、これら4種類の条件の中のいずれか一つに当てはまる外国人ビジネスマンは、その会社が台湾で所属する商会（商工会議所）の推薦により、経済部から得た審査許可を移民署へ転送し、移民署のサイトに登録すると、台湾出入国時に指定されたカウンターで迅速出入国審査を受けることができます。迅速出入国審査を利用できる期間は、経済部から移民署に資料が転送され、登録された日から1年です。台湾の居留証を所有する場合、居留証の有効期限が適用されます。

就業ゴールドカード（Employment Gold Card）は外僑居留証と再入国許可証の機能を兼ねていますので、所有者は自動入国審査・通関システムの使用を申請することができます。

のほか、就業ゴールドカード所有者に対する特別な計らいとして、出入国時に指定のカウンターで迅速な出入国が可能となります。

理想

理想・最高の投資選択

台湾はアジア太平洋地域の海運、空運の重要な位置にあり、欧米や日本とアジア新興市場を結ぶ掛け橋の役割を担っており、アジア太平洋戦略センターとして優れたロケーションにあります。



健全な法治基盤、完備されたインフラ建設、柔軟なイノベーションパワーと先進科学技術研究開発に相応しい産業環境を持ち合わせている他、完全な産業クラスターが整備されており、グローバル企業にとってより短縮された時間とリソースを有効に運用して、世界のリソースを統合するという目標を達成することができます。

グローバル化の傾向および激しい競争に対応するため、台湾は積極的に産業構造を調整して、イノベーションにより伝統的な生産要素に取って代わり、「生産製造」と「サービス販売」の二つのラインを同時に重視する産業戦略として推進しており、工業、サービス業と農業を主体とした知識密集型産業を発展させ、より高い利潤を生み、台湾の国際的ブランドを造り上げています。

また、台湾は持続的に法規の緩和と財政経済政策の革新を進め、国際標準に合致するビジネス法治環境を徐々に構築し、国際的なトレンドに対応しています。そして区域経済の統合や相互の自由貿易協定の推進を加速させ、自由経済モデルエリアを立ち上げ、更に開放的で革新的な経済産業の戦略を展開させています。

全体的、他のアジアの新興国家と比べて、台湾は優越なロケーション、質の高い人材リソース、完成された産業サプライチェーン、良好な製造技術、完備されたインフラ建設、革新的な研究開発パワー、安定的な金融市場、健全な法治環境および政府優遇奨励措置などの優位な条件を有しています。そして同時に生産、サービス、アイデア、情報、物流、人と資金の流れの投資メリットが結集しており、更に、豊かな自然景観、人文の佇まい、快適で便利でスピーディな生活環境があります。

台湾は各種の優秀なリソースと豊富な環境が結集している投資プラットフォームであり、多国籍企業のアジア太平洋地域での展開にとってベストな理想的選択肢です。



付録一 企業設立

外国人および華僑（以下「外僑」）の投資を重視している台湾では、国内の発展の現状と、国際貿易の傾向に基づいて、常に関連法令を見直し、投資の障害を取り除くことで、外国の皆様にも良好な投資環境を提供しています。

投資法令：外国人投資条例、華僑帰国投資条例

両条例は、外国人の投資項目に対する制限と禁止の以外はほぼ同じ内容です。華僑の投資について禁止および制限は設けられていません。

投資の定義

- 台湾企業の株所有または出資
- 台湾国内における支店の設立、独資または合同事業の立ち上げ
- 前二項による投資事業に対する1年以上の融資

出資の種類

- 現金
- 自用機器設備または原料
- 特許権、商標権、著作財産権、専門技術またはその他の知的財産権
- その他、主務官庁により認可を受けた投資可能な財産（再建債権、吸収合併および分割株など）

投資項目に対する制限と禁止

- 国家安全、公共の秩序、善良な風俗または国民の健康に不利な影響がある、または法律により投資が禁止されている事業に対しては投資することは出来ません。
- 投資が法律または法律の授權を受けて制定された命令により投資が制限されている事業に対して行われる際には、当該主務官庁の許可または同意が必要となります。
- 行政院は、前二項の原則に従い、「僑外投資負面表列－禁止及限制僑外人投資業別項目（外国人投資ネガティブリスト-外国人による投資を禁止または制限する事業別項目）」を制定しています。

為替決済保障

- 投資者は投資によって得られた毎年の所得の利息または配分の余剰金について為替決済を申請することができます。
- 投資者は許可を受けただけで株の転売、資金の撤収、投資額の減額を行い、審査を受けた投資額に関して、その全額を一度に為替決済することができます。投資により得た資本利得についても同様です。
- 投資者が投資元金の融資および利子について為替決済を行う際には、許可を得ている約定に従うものとする。

徴収保障

- 外僑投資者の株式保有率が45%以上であり、かつ開業後20年間にわたって当該保有率が45%以上に保っている場合、徴収または買収はなされません。
- 外僑投資者の株式保有率が45%に満たない場合、我が国政府が国防上の必要から、当該事業を徴収または買収する場合は、合理的な補償を行わなければなりません。

投資優遇

- 投資の投資事業に対する投資が当該事業の資本総額の45%以上を占める場合、現金増資は一定率の株式を留保し従業員に購入させるという会社法の規定は適用されません。
- 投資事業が会社法により創設された会社であり、投資人が監察人となる場合には、国内住所に関する制限は受けません。

権利保障

- 投資者が投資する事業の法律上の権利義務は、法律に別途規定のある場合を除き、我が国国民が経営する事業と同様です。

投資申請プロセス

■ 公司（商業主体、有限責任事業組合）設立

公司（商業主体、有限責任事業組合）名称事前調査

- 投資者は、まず設立する公司（商業主体、有限責任事業組合）の中国語の名称を決める必要があります。公司および有限責任事業組合を設立する場合は、經濟部中部事務所に公司および有限責任事業組合の名称と営業内容の事前調査を申請します。また、公司および有限責任事業組合の名称は、承認日から6ヶ月間保留する必要があります。商業主体（単独資本または合資事業）は、所在地の直轄市または県（市）の政府に商業主体の名称と営業内容の事前調査を申請します。商業主体の名称は、承認日から2ヶ月間保留する必要があります。

投資許可

- 投資者は經濟部經濟部投資審議司（住所：台北市羅斯福路一段7号8階、電話：02-3343-5700）に対して、投資申請書と関連資料を提出し、投資の許可申請を行います。科学技術産業パーク、サイエンスパークの港または桃園航空フリー・トレード・ゾーンでの投資は、直接当該パークもしくはトレードゾーン管理機関に申請してください。

投資額の審定

- 投資者が外貨送金により投資する場合、投資が許可された後で、投資金を海外から送金します。新台幣ドルで為替決済するときは、許可文書の正本を国内の銀行に送って手続きし、さらに前出の投資許可機関で投資額の審査を受けなければなりません。

公司（商業主体、有限責任事業組合）の設立登記

- 会社を設立する場合、実収資本額が5億新台幣元以上の場合は、經濟部商業發展署に対して会社の設立登記を申請し、5億新台幣元以下の場合は、所在地に応じて直轄市政府または經濟部中部事務所（各県（市））に対して申請します。科学技術産業パーク、サイエンスパーク、農業バイオサイエンスパーク（設立事務所）、フリー・トレード・ゾーンでの投資は、直接当該パークまたはトレードゾーン管理機関に申請してください。
- 商業主体の設立は、所在地の各直轄市または県（市）の政府に対して申請を行います。
- 有限責任事業組合を設立する場合、經濟部中部事務所に申請してください。
- 台湾では会社の最低資本額に関する規定は存在しないため、一部の特殊な業種以外は、企業活動を営むために十分と考えられる合理的な資本があればよいとされています。

税籍登記

- 所在地の国税徴税機関に対して税籍登記の申請を行います。

輸出入企業登録

- 輸出入業務を営むものは、経済部国際貿易署に対して会社の英語名称を予備検索した後に、輸出入企業としての商業登記を申請します。

工場登記

- 物品の製造または加工を営む場合、工場所在地に基づき現地の直轄市または県（市）の政府に対して工場登記を行います。科学技術産業パーク、サイエンスパーク、農業バイオサイエンスパーク（設立事務所）、フリー・トレード・ゾーンでの工場設立は、当該パークまたはトレードゾーン管理機関に申請してください。

業務許可申請

- 公司(商業主体、有限責任事業組合)設立登記を行う前に、目的事業主管機関が発行する設立準備許可証を取得してください。
- 公司(商業主体、有限責任事業組合)設立登記後、目的事業主管機関が発行する許可証を取得したうえで、許可された業務の経営を開始することができます。

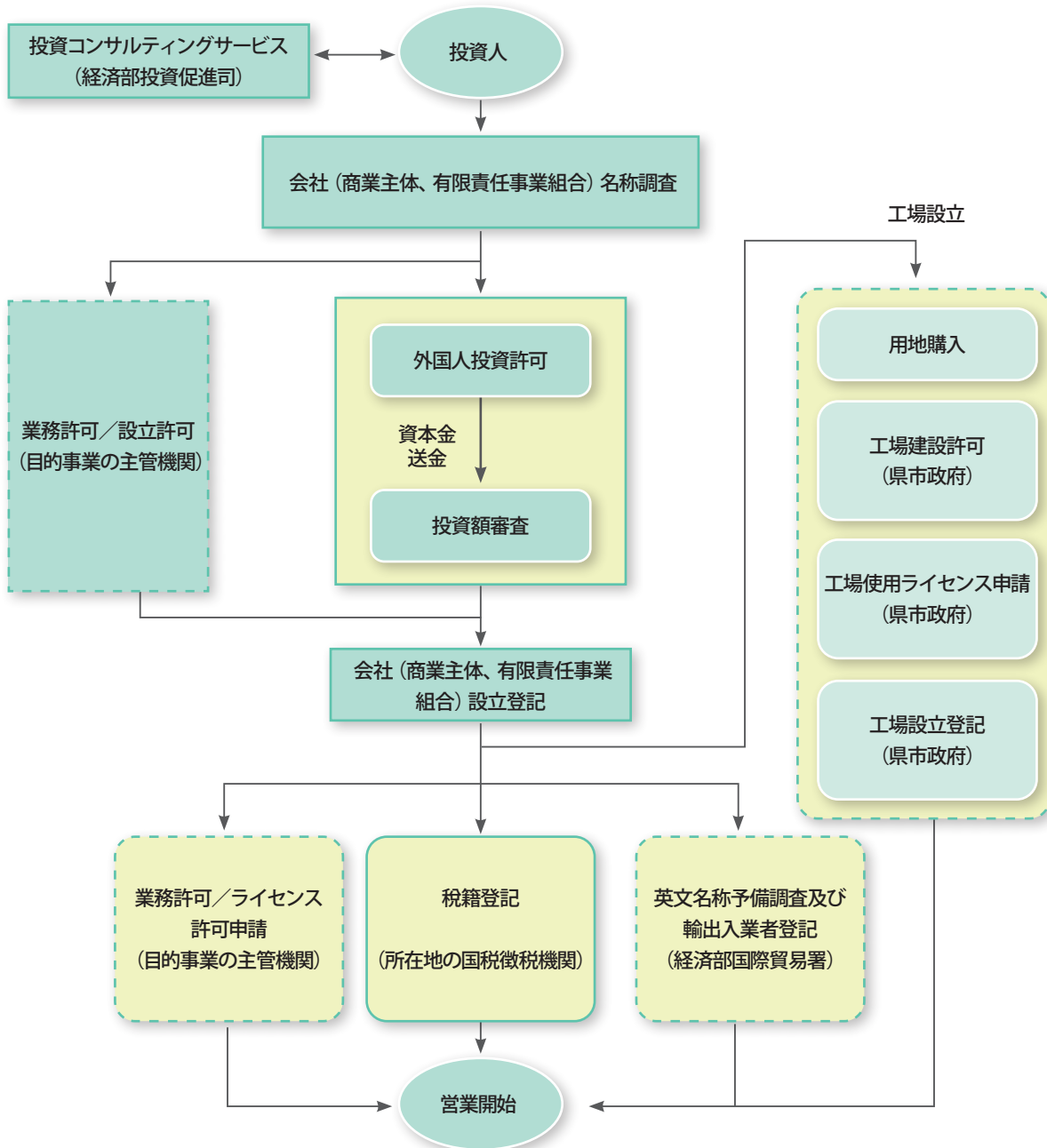
■外国企業の台湾支社、外国有限責任事業組合の台湾支部機関の設立

- まず経済部中部事務所に外国企業、外国有限責任事業組合の中国語の名称と営業内容の事前調査を申請し、公司、有限責任事業組合の名称を保留してください。
- その後、経済部商業発展署に外国企業の台湾支社、経済部中部事務所に外国有限責任事業組合の資金査定と設立登記を申請をします。外国企業の科学技術産業パーク、サイエンスパーク、農業バイオサイエンスパーク（設立事務所）、フリー・トレード・ゾーンでの投資は、経済部中部事務所の許可通知書と、有限責任事業組合の中国語名称および営業内容についての事前調査の許可書を受け取った後、当該パークまたはトレードゾーン管理機関に対して支社設立の申請を行います。
- 税籍登記の申請、輸出入企業登記、工場登記、および業務許可に関するプロセスは前述の会社のプロセスと同様です。

■外国企業の台湾オフィス設立

- まず経済部商業発展署に事務所設立登記を申請し、許可書を取得します。
- 所在地の国税徴税機関に対して税務番号を申請します。

公司（商業主体、有限責任事業組合）の設立申請の流れ



注：実線枠は必須手続き、点線枠は業務内容の必要に応じて行う手続き。

付録二 投資サービス窓口

単位	サービス項目	連絡方式	
經濟部投資促進司	華僑・外資企業及び中国大陸企業の対台湾投資の主なサービス窓口。コンサルティングサービスと投資のサ	所在地：台北市中正区愛国東路82号3階 TEL：886-2-2389-2111 FAX：886-2-2382-0497 E-mail：dois@moea.gov.tw http://www.dois.moea.gov.tw http://investtaiwan.nat.gov.tw	
經濟部投資誘致総合サービスセンター	国内外の投資家に対し、台湾での投資全般に関するサービスを提供	所在地：台北市中正区襄陽路1号8F TEL：886-2-2311-2031 FAX：886-2-2311-1949 E-mail：service@invest.org.tw http://investtaiwan.org.tw/	
經濟部投資審議司	華僑・外国人及び中国大陸からの対台湾投資等の規定条例・審査業務・申請業務を提供	所在地：台北市中正区羅斯福路1段7号8F TEL：886-2-3343-5700 FAX：886-2-2393-8829 E-mail：icserve@moeaic.gov.tw https://dir.moea.gov.tw/	
經濟部商業發展署	会社法及び関連法規の検索の提供、会社登録申請及びその他の商業行政事項の説明	所在地：台北市中正区福州街15号 TEL：886-2-2321-2200分機8957 886-2-412-1166 0800-231314 http://gcis.nat.gov.tw/	
科学技術産業パーク	区内のサービス・関連法規・投資情報などの説明	産業パーク管理局（高雄ソフトウェアパークを含む） 所在地：高雄市楠梓区加昌路600号 TEL：886-7-361-2725 FAX：886-7-365-4713 Email：luofeng@epza.gov.tw http://www.bip.gov.tw	
		台中分処（台中ソフトウェアパークを含む） 所在地：台中市潭子区建国路一号 TEL：886-4-2533-0830 FAX：886-4-2534-8750 Email：shuchen@epza.gov.tw	
		中港分処 所在地：台中市梧棲区草湳里大觀路6号 TEL：886-4-2658-1215 Ext 611 FAX：886-4-2658-2325 Email：cepz@epza.gov.tw	
		高雄分処 所在地：高雄市前鎮区高雄加工区中一路2号 TEL：886-7-823-9310 FAX：886-7-813-8182 Email：section1@epza.gov.tw	
		屏東分処 屏東県屏東市前進里屏加路1号 TEL：886-8-7518212 Ext 102-103 FAX：886-8-751-8193 Email：pepz0024@epza.gov.tw	
サイエンスパーク	パーク内のサービス・関連法規・投資情報などの説明	国家科学及び技術委員会新竹サイエンスパーク管理局 地址：新竹市新安路2號 TEL：886-3-577-3311 FAX：886-3-577-6222 https://www.sipa.gov.tw	
		国家科学及び技術委員会中部サイエンスパーク管理局 所在地：台中市西屯区中科路2号 TEL：886-4-2565-8588 FAX：886-4-2565-8811 https://www.ctsp.gov.tw/	
		国家科学及び技術委員会南部サイエンスパーク管理局 所在地：台南市新市区南科三路22号 TEL：886-6-505-1001 FAX：886-6-505-0470 https://www.stsp.gov.tw	
農業バイオテクノロジーパーク	パーク内のサービス・関連法規・投資情報などの説明	農業バイオテクノロジーパーク 所在地：屏東県長治郷徳和村神農路1号 TEL：886-8-762-2999 FAX：886-8-762-3005 http://www.pabp.gov.tw	
		台湾蘭花バイオテクノロジーパーク 所在地：台南市後壁区長安里烏樹里烏樹林325号 TEL：886-6-683-0164 FAX：886-6-685-5509 http://totp.atp.gov.tw/	

単位	サービス項目	連絡方式	
環境保護サイエンスパーク	パーク内のサービス・関連法規・投資情報などの説明	桃園環境保護サイエンスパーク 所在地：桃園市觀音区大潭三路12巷2号 (桃園市産業パーク連合サービスセンター) TEL：886-3-473- 8025 ext.13 (連合サービスセンター) FAX：886-3-473-8026 https://www.tyht.nat.gov.tw/	
		台南市環境保護サイエンスパーク 所在地：台南市新營区民治路36号 (台南市政府經濟發展局民治市政センター) TEL：06-632-2231 FAX：06-623-4005 https://economic.tainan.gov.tw/	
		高雄市政府南区環境保護サイエンスパーク 所在地：高雄岡山区本洲里本工路17号 (高雄岡山区本洲産業パークサービスセンター) TEL：886-7-624-1731 FAX：886-7-624-1735 https://ksbc.kcg.gov.tw	
		花蓮環境保護サイエンスパーク 所在地：花蓮県花蓮市中美路68号 (花蓮県環境保護局) TEL：886-3-823-7575 FAX：886-3-822-4320 http://www.hlepb.gov.tw/index.php	
フリートレード港区	区内サービス、関連法規、投資情報などの問い合わせ	海港フリートレード港区 所在地：高雄市鼓山区蓬萊路10号 TEL：886-7-521-9000ext.3310 http://taiwan-ftz.com	
		基隆港フリー・トレード・ゾーン 住所：基隆市中正区中正路1号 電話：886-2-2420-6283	
		台北港フリー・トレード・ゾーン 住所：新北市八里区商港路123号 電話：886-2-2619-6025	
		台中港フリー・トレード・ゾーン 住所：台中市梧棲区台湾大道10段2号 電話：886-4-2664-2170	
		高雄港フリー・トレード・ゾーン 住所：高雄市鼓山区蓬萊路10号 電話：886-7-562-2207	
		安平港フリー・トレード・ゾーン 住所：台南市南区新港路25号 電話：886-6-292-5756 #2152	
		蘇澳港フリー・トレード・ゾーン 住所：宜蘭県蘇澳鎮港区1号 電話：886-3-997-2010	
桃園航空フリートレード港区 所在地：桃園市大園区航翔路101号 TEL：886-3-399-2888 www.ftz.com.tw			
地方企業誘致機関—各県・市の工商発展投資策進会	工商発展投資策進会は各県・市政府の投資促進・サービス部門。現地での投資、もしくは現地における投資でお困りの際はお問い合わせください	http://investtaiwan.nat.gov.tw/cht/show.jsp?ID=429&MID=8	
国外企業誘致機関—經濟部と対外貿易発展協会の在外機関	經濟部及び対外貿易発展協会は、世界の主な国と地域に在外機関を設置しており、対台湾投資のコンサルティングサービスを提供している他、台湾企業向けに現地での投資をサポートしています	http://www.trade.gov.tw http://www.taitra.org.tw	 

太平洋の西、中国大陸の東、台湾は東アジアの島嶼群の中で、きらめき輝く光を放ちます。

台湾の魅力は、豊富な自然景観の中にあり、また都会生活に潜みながら、
伝統と現代、テクノロジーと人文が融合した都会的な佇まいの中に現われています。

優位的なロケーション、健全なビジネス環境、堅実な産業クラスターに完備されたインフラ建設、
更に質の高い人的資源や多角的なイノベーション文化。

活力溢れる台湾はグローバル企業がアジア市場に参入する絶好のステップとなります。
また華人市場で前進するための第一選択肢であり、世界の舞台に立つ時の最も堅実なパートナーです。

*アジア太平洋地域への布石、そして世界に目を向けるために
台湾から出発しましょう!*



BRAVO! TAIWAN

YOUR BEST INVESTMENT CHOICE
—投資者にとって理想の選択

經濟部投資促進司

所在地 | 台北市中正区愛国東路82号3階
Tel | +886-2-2389-2111
Fax | +886-2-2382-0497
Web | <http://www.dois.moea.gov.tw>
<http://investtaiwan.nat.gov.tw>
E-mail | service@invest.org.tw

經濟部投資誘致綜合サービスセンター

所在地 | 台北市中正区襄陽路1号8階
Tel | +886-2-2311-2031
Fax | +886-2-2311-1949
Web | <http://investtaiwan.org.tw>
E-mail | service@invest.org.tw